07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0730010	エネルギーとサービスの一括調達		あらかじめ予算をもって国会の議決を経た場合に限り、各部局等の間や各項の間で予算の移用が可能。	E		財政法の規定では移用の対象を特定していない（財政法33①）。	現状の国の会計上、エネルギー調達とESCOサービスの調達を一括した新たな役務調達としての予算要求が可能であるのか、この点も踏まえ再度検討し、回答されたい。		D－1		財政法第33条第1項に規定する移用は対象経費を限定しておらず、現行の規定により対応が可能である。	提案内容は、予算の移用ではなく、エネルギー調達とESCOサービスの調達を一括した新たな役務調達としての予算要求が可能かということであることから、その点について回答されたい。		D-1		要求が可能か否かは各省庁の判断によるが、要求があった場合は通常通り要求書を受け取る。	1095	10951010	電力、ガスなどのエネルギー調達とESCOサービスの調達を一括して、新たな役務調達する制度を提案する。場合によっては水の調達も含み、一括調達する方法も有効と考えられる。	ESCOを含めたエネルギー調達とESCOサービスの調達を一括して、新たな役務調達する制度を提案する。場合によっては水の調達も含み、一括調達する方法も有効と考えられる。 ESCO事業者が電力、ガスの需給契約を結び、電力についてはそのまま、ガスについては熱・電力に転換しこれを他の最終需要家に供給する方法である。具体的には以下に示すとおりである。①ESCO事業者が国の施設とエネルギー管理契約を含むESCOサービス契約を結ぶ。②ESCO事業者が電力、ガス会社と需給契約を結び、供給された電力、ガスを最終需要家となる施設に供給する。この際、ガスの場合は熱・発電した電力等の供給を行う。③国は光熱費予算と同額あるいはこれを若干下回る金額を、新たな役務調達として予算計上し、この予算の範囲でESCO事業者に電力、熱の使用料を含む、ESCO事業のサービス料を支払う契約を結ぶ。この場合のESCOサービス料金のほとんどはエネルギー調達に必要な金額となり、また、ESCO事業は新たな財政負担を強いるものでは無いことから、調達の方法も従来のエネルギー調達の方法に類似した手法を用いることの可能性があるものと考えられ、これが実現した場合には大幅な手続きの簡略化が可能である。	ESCO推進協議会	国の施設におけるESCO事業調達の規制緩和に関する提案
0730020	省エネルギー改修のよる経費削減分予算の移用について		あらかじめ予算をもって国会の議決を経た場合に限り、各部局等の間や各項の間で予算の移用が可能。	E		財政法の規定では移用の対象を特定していない（財政法33①）。	現状の国の会計上、省エネルギー改修により削減された光熱費予算を省エネルギーへの再投資予算とできるのか、この点も踏まえ再度検討し、回答されたい。		D－1		財政法第33条第1項に規定する移用は対象経費を限定しておらず、現行の規定により対応が可能である。						1095	10951020	費目間の移用を可能にし、ESCO事業による省エネルギー改修で実現する経費削減分を、省エネルギーへの再投資に向けることで、より一層の省エネルギー促進を図るべきである。	省エネルギー改修により削減される光熱水費予算を、省エネルギーへの再投資用予算として認め（予算の移用を認め）、省エネルギー改修を加速させる必要がある。また、同時に当該担当部局が、削減された予算の一部を当該部局が一定の条件で優先的に支出できることを可能にすることにより、当該部局の省エネルギー推進への動機付けを行い、省エネルギーの一層の加速を促す。	ESCO推進協議会	国の施設におけるESCO事業調達の規制緩和に関する提案
0730030	予算単年度主義の廃止			E		財務省に対する規制の特例の提案はない。 なお、「モデル事業」については、平成16、17年度予算の政府案の公表資料（財務省のHPに掲載済）を参照されたい。											1162	11621040	地方自治法で単年度とされている地方自治体の会計年度を複数年度予算に転換するとともに、評価に基づく決算を重視した予算管理を行う。このため、地方自治法第２０８条を「市町村の条例で定める。」に改正し、同法第２１０条に「又は条例の定めるところにより、一会計年度に執行した一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出決算に編入しなければならない。」を加え、同法第２１１条第２項中「政令で定める」を「条例で定める」に改め、同法第２１２条及び第２１３条を削り、同法第２１４条中「、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除く（ほか）を削り、同法第２１５条、第２１６条、第２２０条及び第２３３条中「」を「市町村の条例で定める」に改める。	歳出の総額を抑制し、長期的な視点に立った政策的な予算配分を行う。	埼玉県志木市	地方自治解放特区構想

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
073004 0	酒類（清酒）の定義の見直し	構造改革特別区域法（酒税法の特例第２８条 財務省関係構造改革特別区域法施行規則	清酒製造において、使用できる物品は「米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす」とする。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものである。この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は清酒に限定されているものである。 また、特例措置の対象となる清酒の範囲は、従前の清酒（昭和37年以前に清酒として定義していたもの）と同じものとすることが適当と考えられたことから、使用できる原料（米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす）を限定したものである。 したがって、使用できる原料の拡充は、従前の清酒と風味・特性が異なるものが製造される可能性があることから、認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	清酒の原料に黒大豆又は黒大豆粉が含まれない理由を明らかにされたい。また、清酒の原料として黒大豆又は黒大豆粉を追加した場合、特段の弊害は生じないものと考えられるところ、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	全国の清酒製造事業の認定を受けた構造改革特別区域において、原料米の品種や麹菌、使用する水や酵母については、その地域の様々な組み合わせや配合割合を試し、それぞれの地域や「蔵」の特色ある清酒製造にとりくまれているところです。 当特区においても、米の品種や麹の酒類、仕込み方法等工夫して、地域の地特色ある食材として広く提供しようと計画しており、本地域においては多く生産されている「黒大豆」を清酒に利用することにより地域の特徴のある清酒を製造したいと考えております。 清酒については、本来地域のそれぞれの特色ある製法、原料を利用して製造されており、本件について黒大豆を添加することにより地域の特色ある清酒を製造することに目的があり、黒大豆のみで清酒を製造するものではないため指摘のありました清酒の風味を大きく損うものでないと考えております。かえって特色ある清酒を製造することにより、清酒の販売が円滑に進めば酒税の納税についてもより寄与するものと考えております。 また、これら黒大豆の添加が認められれば、清酒の製造について工業技術センター等の指導を仰ぎながら製造を行う予定であり、地域の特色を活かしながら消費者に十分満足してもらえるようなものを作っていよう配慮しております。 現在本市においては、リキュール類として特産を活用した「黒大豆ワイン」、「栗酒」が販売され好評を博しているところであり、これらと同様に清酒についても地域の特色を活かした取り組みができるものと期待しているところです。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は清酒に限定されているものである。 その際、「清酒」とは本来米だけで製造された清をいうが、「従前の清酒」（昭和37年以前に清酒として定義していたもの）については、あわ、ひえ等を原料とすることが認められていたことから、本特例措置の対象となる清酒についても、これらの原料の使用を認めることとしたものである。 仮に、使用できる原料の範囲の拡充を認める場合には、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造される可能性がある。その場合、清酒の概念が曖昧なものとなり、本特例措置の対象酒類を清酒に限定している趣旨が損なわれることになるため、これを認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	特区における清酒の原料について、従前（昭和37年以前の定義）の清酒の原料に限定する理由を明確に回答されたい。さらに、グリーンツーリズムの推進の観点から、特区において特色ある清酒の製造ができるように、原料に黒大豆又は黒大豆粉を追加することはできないか、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本件特区における清酒の製造は、清酒のみで採算をとるというよりも、農家民宿等の運営等複合的な営業の中で採算をとるものであり、農家民宿等については地域、個人の特色を活かすことが必須であると考えております。また清酒の定義については、①本来米だけで製造された酒、②昭和３７年以前の定義されていた清酒が相当と示されているが、米以外の副資材については制限、配合割合についての基準は明確になっていないと思われる。 また酒の嗜好については消費者の要望に応えないと、清酒の需要が伸びないだけでなく酒税納付へも影響するおそれがあると考えられ、そのため本特区では、清酒の需要、消費者へのアピールを行うため地域の特産である「黒大豆」を副資材として利用するものであり、このことにより、清酒の円滑な消費を促すことを目的とし、ひいては酒税納付への懸念を払拭することしている。 また、清酒の風味、特性の差違についての懸念をもたれているが、製造所許可時において副資材の使用割合の設定、試作での風味の審査等を実施し、清酒の特性についての確認を受けられるよう配慮いただければ、風味・特性が異なる可能性についての疑念は避けられると考えている。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は清酒に限定されているものである。 その際、「清酒」とは本来米だけで製造された清をいうが、「従前の清酒」（昭和37年以前に清酒として定義していたもの）については、あわ、ひえ等を原料とすることが認められていたことから、本特例措置の対象となる清酒についても、これらの原料の使用を認めることとしたものである。 仮に、使用できる原料の範囲の拡充を認める場合には、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造される可能性がある。その場合、清酒の概念が曖昧なものとなり、本特例措置の対象酒類を清酒に限定している趣旨が損なわれることになるため、これを認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	1114	11141010	清酒製造においては、「材料として米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす以外は使用してはならない」と財務省令で定められているが、それらに加えて黒大豆又は黒大豆粉を使用できるものとする。	特定農業者による清酒の製造事業において、黒大豆（粉）を清酒の原料として製造する。 本市の特産の黒大豆を活かすことにより、本市独自の特色を活かすことができ、よりＰＲ効果が高められる。	兵庫県　篠山市	丹波ささやまふるさと遊農楽農特区
073004 0	酒類（清酒）の定義の見直し	財務省関係構造改革特別区域法施行規則	清酒製造において、使用できる物品は「米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす」とする。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものである。この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は清酒に限定されているものである。 また、特例措置の対象となる清酒の範囲は、従前の清酒（昭和37年以前に清酒として定義していたもの）と同じものとすることが適当と考えられたことから、使用できる原料（米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす）を限定したものである。 したがって、使用できる原料の拡充は、従前の清酒と風味・特性が異なるものが製造される可能性があることから、認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	清酒の原料にそばが含まれない理由を明らかにされたい。また、清酒の原料として黒大豆又は黒大豆粉を追加した場合、特段の弊害は生じないものと考えられるところ、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	○財務省からは、「使用できる原料の拡充は、従前の清酒と風味・特性が異なるものが製造される可能性があることから、認めることはできない」との回答であったが、全国の清酒製造事業の認定を受けた構造改革特別区域において、原料米の品種や麹菌、使用する水や酵母について、様々な組み合わせや配合割合を試し、それぞれの地域や「蔵」の特色ある清酒製造に取り組んでいるところである。当特区においても、米の品種や麹の種類、仕込み方法など工夫し、都市農村交流においておもてなしを通じて一つの食材として楽しんでいただいている。他方で、当地域ではそば打体験計画積が広く、そばの産地であるということから、そばを清酒の原材料の一部として使用することにより、現在製造している清酒とは「風味」や「特性」のわずかに異なる特徴ある清酒として提供したいと考えているところである。また、従来から製造している清酒に加え、風味等に特徴ある清酒を提供することにより、都市農村交流のさらなる活性化が期待できることから、一定の清酒販売量の確保とそれに伴う酒税の納税が可能となり、税の滞納の懸念は払拭できるものと考える。 ○また、財務省の回答では「特例措置の対象となる清酒の範囲は、従前の清酒と同じものとすることが適当と考えられる」ということであるが、適当と考える理由を伺いたい。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は清酒に限定されているものである。 その際、「清酒」とは本来米だけで製造された清をいうが、「従前の清酒」（昭和37年以前に清酒として定義していたもの）については、あわ、ひえ等を原料とすることが認められていたことから、本特例措置の対象となる清酒についても、これらの原料の使用を認めることとしたものである。 仮に、使用できる原料の範囲の拡充を認める場合には、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造される可能性がある。その場合、清酒の概念が曖昧なものとなり、本特例措置の対象酒類を清酒に限定している趣旨が損なわれることになるため、これを認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	特区における清酒の原料について、従前（昭和37年以前の定義）の清酒の原料に限定する理由を明確に回答されたい。さらに、グリーンツーリズムの推進の観点から、特区において特色ある清酒の製造ができるように、原料にそばを追加することはできないか、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	○当特区としては、できたての清酒を食材の一つとして提供することが都市農村交流における当地区への来客のおもてなし位置付けており、長期間の保存や特区外での流通は期待しないところである。また、そばを清酒製造の原料の一部に使用しても、保存性や流通性など清酒の特徴に大きな変化が生じるとは考えがたく、この点については、毎年実施される酒類鑑定官による鑑定により、保存性等を含む清酒本来の特徴が保存されていることが確認されるものと考えられる。 ○清酒の定義については、財務省からの回答に、①本来米だけで製造された酒、②昭和３７年以前に定義されていた清酒（原料としてあわ、ひえ等を使用したもの）、の２つが示されており、これをうけて両者を包含する清酒の定義が特区法や財務省令において明文化されているものと考えられる。しかし、これらの法令中にはそれぞれの原料の配合割合等の基準はなく、現行制度においても風味・特性について定まった基準があると考えがたい。今回の規制緩和の提案については、そばを原料の一部として使用することにより現在製造している清酒と風味・特性のわずかに異なるものを製造することを目的としている。 ○そこで、そばの清酒製造原料への追加にあわせて、主原料である米以外の原料（あわ、ひえ、そば等）の配合割合の基準を設けることを提案する。これにより、清酒の風味・特性に一定の基準を設けることが可能で、清酒の概念の曖昧さが払拭されることなり、本特例措置の趣旨が損なわれることはないものと考える。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は清酒に限定されているものである。 その際、「清酒」とは本来米だけで製造された清をいうが、「従前の清酒」（昭和37年以前に清酒として定義していたもの）については、あわ、ひえ等を原料とすることが認められていたことから、本特例措置の対象となる清酒についても、これらの原料の使用を認めることとしたものである。 仮に、使用できる原料の範囲の拡充を認める場合には、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造される可能性がある。その場合、清酒の概念が曖昧なものとなり、本特例措置の対象酒類を清酒に限定している趣旨が損なわれることになるため、これを認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	1130	11301010	清酒製造においては、「材料として米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす以外は使用してはならない」と財務省令で定められているが、原料として新たに「そば」を使用できるものとする。	特定農業者による清酒の製造事業において、そばを原料として清酒を製造する。	兵庫県、豊岡市、香美町、浜坂町、温泉町	グリーンツーリズム特区構想
073004 0	酒類（清酒）の定義の見直し	構造改革特別区域法（酒税法の特例第２８条 財務省関係構造改革特別区域法施行規則	清酒製造において、使用できる物品は「米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす」とする。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものである。この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は清酒に限定されているものである。 また、特例措置の対象となる清酒の範囲は、従前の清酒（昭和37年以前に清酒として定義していたもの）と同じものとすることが適当と考えられたことから、使用できる原料（米、麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かす）を限定したものである。 したがって、使用できる原料の拡充は、従前の清酒と風味・特性が異なるものが製造される可能性があることから、認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	清酒の原料にそばが含まれない理由を明らかにされたい。また、清酒の原料として黒大豆又は黒大豆粉を追加した場合、特段の弊害は生じないものと考えられるところ、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市では、そばは水田の転作の為の奨励作物に指定しそばの振興を図っており、平行して、そばを使用した商品の開発に力をいれている。原料となるそばは転作田や耕作放棄地を利用し生産することとしており、米の生産調整の目的が達成されることはもとより、その土地ならではの食材を使った特色あるもとなしが可能となり、更なる地域振興、地域活性化が期待できる。さらに、特別区域において特例措置として適用対象者を限定し、農家民宿等のような小規模製造者であっても製造可能としている中で、密造や実態の把握の問題は考えにくいと思われる。つまましては、対応策中にある「従前の清酒の定義（昭和37年以前に定義されていたもの）と同じものとすることが適当と考えられる」とあるが、地域性を加味した新しい清酒の定義として再度考慮願いたい。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は清酒に限定されているものである。 その際、「清酒」とは本来米だけで製造された清をいうが、「従前の清酒」（昭和37年以前に清酒として定義していたもの）については、あわ、ひえ等を原料とすることが認められていたことから、本特例措置の対象となる清酒についても、これらの原料の使用を認めることとしたものである。 仮に、使用できる原料の範囲の拡充を認める場合には、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造される可能性がある。その場合、清酒の概念が曖昧なものとなり、本特例措置の対象酒類を清酒に限定している趣旨が損なわれることになるため、これを認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	特区における清酒の原料について、従前（昭和37年以前の定義）の清酒の原料に限定する理由を明確に回答されたい。さらに、グリーンツーリズムの推進の観点から、特区において特色ある清酒の製造ができるように、原料にそばを追加することはできないか、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本件については、そばの風味が加わるのみであり「従来の清酒」の域を超えるものではないと考えております。また、そばのみで製造するのではなく、あくまで米、水を主原料として製造するため、清酒の本来の風味や特性を大き（損なうものではないと思われます。また、密造にならないためにも、免許を取得するものであり、さらなる酒税の増収が図られることと思われます。本市は過疎地域に指定されており、年々人口が減少傾向にありますが、このような、地域振興、地域活性化に意欲ある方々を理解され使用を認められるようお願いします。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の清酒に係る製造免許の特例では、清酒はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造委託が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は清酒に限定されているものである。 その際、「清酒」とは本来米だけで製造された清をいうが、「従前の清酒」（昭和37年以前に清酒として定義していたもの）については、あわ、ひえ等を原料とすることが認められていたことから、本特例措置の対象となる清酒についても、これらの原料の使用を認めることとしたものである。 仮に、使用できる原料の範囲の拡充を認める場合には、「従前の清酒」と風味・特性が異なる酒類が製造される可能性がある。その場合、清酒の概念が曖昧なものとなり、本特例措置の対象酒類を清酒に限定している趣旨が損なわれることになるため、これを認めることはできない。 現行制度を活用されたい。	1306	13061010	「特定農業者における清酒の製造事業」において定める清酒の定義について、原料となる特定物品(麦、あわ、とうもろこし、こうりゃん、きび、ひえ、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。)に、「そば」を追加する。	清酒の製造事業を行う者で、「そば」を原料として清酒を製造し提供することで、尾花沢らしい特色を活かしたおもてなしがより一層可能となります。	山形県尾花沢市	雪国再生計画「清酒の製造事業の拡大」

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
073000 50	酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一　清酒　六十キロリットル 二　合成清酒　六十キロリットル 三　しょうちゅう甲類　六十キロリットル 四　しょうちゅう乙類　十キロリットル 五　みりん　十キロリットル 六　ビール　六十キロリットル 七　果実酒類　六キロリットル 八　ウイスキー類　六キロリットル 九　スピリッツ類　六キロリットル 十　リキュール類　六キロリットル 十一　雑酒　六キロリットル	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものである。この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の実務に係る製造免許の特例では、高齢はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造要件が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は実酒に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、後継代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での清酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	製造コストを回収するのに必要な水準は、業態や製造において行う設備投資によっても変わるのではないか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市は、第一次産業及び観光を地域振興の柱としているが、過疎化の進行等により地域経済の低迷が続いている状況にある。そのような状況の中で、第一次産業の再生及び観光との連携による地域活性化策・都市と農山漁村の共生と対流の推進を目的として特区を提案したものである。 「最低製造基準の設定」は、大消費量が見込まれる本土地域においては達成可能なものであろうが、本市のように本土より１００ｋｍ離れた離島地域・人口規模等の特殊性が全く考慮されておらず、地域の活性化・基幹産業の再生・低迷する地域経済の打破のための起爆剤としての提案を望めないとなれば、そのことによる本土との経済格差の解消も図れないことになる。 「小規模製造者の増加による滞納の発生」等については、経営に関する収支等の事業計画を立て、採算性を見込めるとも判断して後、製造免許の許可を求めるものであり、また、許可後の経営状況により発生する滞納等については、それに対処するための法（税法等）は別途規定されており、それに基づき処置すれば問題ない。新規事業の立ち上げ、事業参入機会は等しく、自由・公平に与えられるべきである。 「税務当局による実態の把握が困難になることに伴う密造の横行」については、もともと許可制による製造免許付与という性格上、実態の把握困難、密造の横行等といった指摘は当たらない。 また、本提案は、回答の「既存の酒類製造業者に製造を委託」、「農家民宿等を併せ営む農業者に限定」を想定したものではない。	C	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	平成17年度税制改正大綱において 「酒類の分類の簡素化を図る方向で酒税制度の全般的な見直しを行うことし、平成18年度税制改正までに結論を得る。」とされているところであり、免許制度についても根本的な議論を経た上で提案を実現できないか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	C	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、酒税制度については、酒類間の税率格差を縮小し、酒類の分類の簡素化を図る方向で、今後、その全般的な見直しに向けた検討を進めていくこととしている。	1042	10421010	酒類の製造免許（しょうちゅう乙類）は、1年間の製造見込数量が１０キロリットルに達しなければ受けることができないとされている。本市のような離島地域を想定した場合、その人口規模等から勘案し、基準を満たす消費及び販売は不可能であり、地域の特性等を考慮した面から、この数量規制を撤廃もしくは緩和する。	離島地域で構成される本市は農林水産業を基幹産業としているが、過疎化等の進行により低迷を余儀なくされている。地理的条件及び今日の経済情勢から企業誘致も望めない状況にあり本地域の振興には農林水産業を活性化する以外に方策はない。特に本市の農業は、甘藷及び麦を主要農作物としており、農業の再生には、この主要農作物の生産拡大を図る必要があり、本市を含む五島地域にない焼酎製造に着目し、その原料とすることで、必要とする製造量から遊休農地の再生や農業従事者の増加を図り農業の振興及び地域の活性化を図るものである。また、規制緩和による焼酎製造の設置は、企業誘致・立地による雇用の確保を図るほか、「都市と農山漁村の共生と対流」促進事業に活用するものである。	長崎県五島市	五島産焼酎製造に伴う地域活性化構想
073000 50	酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一　清酒　六十キロリットル 二　合成清酒　六十キロリットル 三　しょうちゅう甲類　六十キロリットル 四　しょうちゅう乙類　十キロリットル 五　みりん　十キロリットル 六　ビール　六十キロリットル 七　果実酒類　六キロリットル 八　ウイスキー類　六キロリットル 九　スピリッツ類　六キロリットル 十　リキュール類　六キロリットル 十一　雑酒　六キロリットル	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものである。この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の実務に係る製造免許の特例では、高齢はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造要件が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は実酒に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、後継代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での清酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	製造コストを回収するのに必要な水準は、業態や製造において行う設備投資によっても変わるのではないか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	①不特定多数の者が製造を行うものではないため、捕捉は可能 「採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生、税務当局による実態把握困難による密造の横行」など、酒税制度の根幹への影響という懸念であるが、本提案は、製造免許制度の撤廃を求めるものではなく、同制度を維持する中で、製造者の範囲の拡大を図るという趣旨であり、不特定多数の者が製造を行うものではないため、捕捉は可能である。 ②事実上、意欲ある少数の農業者の参入に限定 同特区の規制緩和において、酒税法に係るその他の規制は現状のままであり、その取組みに向けては多くの労力を要することから、意欲ある少数の農業者の参入に限定される。 したがって、「滞納の発生、密造の横行」という懸念は、あたらない。 また、同取組みを行う農業者に対しては、初期投資（施設整備・機器導入）等への助成措置による経営負担の軽減や、地産地消の観点からの積極的な広報などにより、収益性は高められるものと考える。 ③「採算性」に関する優位な状況 本市は、人口約80万人規模の都市でありながら、農業産出額・水田面積において、いくつかの都府県の規模をも超える全国随一の大農業都市であり、都市部を包み込む形で田園地帯が広がっている。 このように都市部と農村部が隣接し、直売所等への来場も容易なことから、輸送コストをかけず事業展開が可能な立地条件にあり、その点で採算性に関しては優位な状況にある。 ④一般市民の醸造体験について グリーン・ツーリズムの一環としての農業体験の1つである一般市民の醸造体験についても提案しているが、それに対する考え方が示されていない。	C	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。	平成17年度税制改正大綱において 「酒類の分類の簡素化を図る方向で酒税制度の全般的な見直しを行うことし、平成18年度税制改正までに結論を得る。」とされているところであり、免許制度についても根本的な議論を経た上で提案を実現できないか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	①優良納税者に限定 「滞納の発生や密造の横行など」に対しては、例えば、青色申告を行っている優良納税者等に限定するなどの方策を講じることにより、ご懸念は払拭できるものと考える。 ②一般市民の醸造体験について グリーン・ツーリズムの一環としての農業体験のひとつである一般市民の醸造体験についても提案しているが、それに対する考え方が示されていない。	1138	11381010	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 (注1)例えば青色申告者に限定したとしても、滞納の発生や密造の横行を防止できるとは限らない。 (注2) 製造免許を受けた者の下で、一般市民が醸造体験をすることは、現行法上、特に問題はない。 なお、酒税制度については、酒類間の税率格差を縮小し、酒類の分類の簡素化を図る方向で、今後、その全般的な見直しに向けた検討を進めていくこととしている。	<規制法律等>酒税法　第7条第1項（酒類の製造免許）・第7条第2項第7号（果実酒類）、第10号（リキュール類） <規制緩和の内容>①農業の多角的経営に向けた農業者の取組み施設（直売所・農家レストラン）について、農家が自家で生産する新市の特産品(日本なし・西洋なし「ルレクチエ」・藤五郎梅・ぶどう等)を用い、果実酒の醸造を行う施設にあっては、当該施設に対する酒類の製造免許について、果実酒類・リキュール類の最低製造数量基準を適用しない。 ②酒税法第1項または、①の特例の適用による製造免許を受けている製造場において、一般市民が果実酒類及びリキュール類の製造体験を行う場合にあっては、当該一般市民に対して酒税法第1項の規定を適用しない。（酒税法第7条第1項・第2項「果実酒類　6キロリットル」「10リキュール類　6キロリットル」） <規制緩和による効果>①農家の多角的経営に資する施設（直売所・農家レストラン）の一層の魅力づくりを図る。②都市と農村（農業）が共生する大農業都市である本市の魅力（都市型グリーンツーリズム）を存分に楽しみ味わってもらうとともに、これを地域農業の一層の振興につなげる。	新潟県新潟市	大農業都市特区構想果実酒等の醸造の特例
073000 50	酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第7条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一　清酒　六十キロリットル 二　合成清酒　六十キロリットル 三　しょうちゅう甲類　六十キロリットル 四　しょうちゅう乙類　十キロリットル 五　みりん　十キロリットル 六　ビール　六十キロリットル 七　果実酒類　六キロリットル 八　ウイスキー類　六キロリットル 九　スピリッツ類　六キロリットル 十　リキュール類　六キロリットル 十一　雑酒　六キロリットル	C	酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものである。この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、現行の実務に係る製造免許の特例では、高齢はその性質上、長期間の保存が困難であり、特区外で流通する可能性も低いと考えられ、一方、ワインなどについては、既に各地で製造されており、製造要件が可能であることや、保存や流通も容易であることなどから、対象酒類は実酒に限定されているものである。 なお、既存の酒類製造業者に製造を委託することについては、現行法上、特に制約はない。 また、民宿等を併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、後継代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での清酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿等を併せ営む農業者に限定されているものである。	本提案は、地域産農産物の消費拡大や、酒類製造技術の伝承など地域振興の観点から、公共団体またはNPO法人が、非営利事業として酒類を製造するものであり、地域振興計画書の提出も義務づけることしている。この点を踏まえて再度検討し回答されたい。		C	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合は、真に試験研究を目的とする場合に限り、試験製造免許が付与される場合がある。ただし、試験製造した酒類を販売して多額な収益を得るような営利性がある場合又は自家用酒類の製造を目的とする場合は試験製造免許の対象とはならない。	地域農産物の消費拡大や、酒類製造技術の伝承など地域振興の観点から、公共団体またはNPO法人が非営利事業として酒類を製造する場合は、採算が取れるか否か判断する必要はないのではないか。この点を踏まえ再度検討し回答されたい。	C	酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、国又は地方公共団体が設立している試験場、研究所等において試験研究するために酒類の試験製造を行う場合は、真に試験研究を目的とする場合に限り、試験製造免許が付与される場合がある。ただし、試験製造した酒類を販売して多額な収益を得るような営利性がある場合又は自家用酒類の製造を目的とする場合は試験製造免許の対象とはならない。	1212	12121010	非営利事業として公共団体またはＮＰＯ法人が酒類を製造する場合においては、必要最低製造数量の規定は適用しない。	現行法では、酒税保全のため採算性が取れるか否かの観点から最低製造数量に制限が設けられている中、地域産農産物の消費拡大や、酒類製造技術の伝承などの地域振興の観点で事業を実施するもので、かつ非営利事業として公共団体またはＮＰＯ法人等が酒類を製造する場合においては、必要最低製造数量の規定は適用しない。 その場合、別途地域振興計画書の提出を義務づけるものとする。	長野県	非営利団体等による酒類製造特区

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
073005 0	酒類の製造免許の要件緩和	酒税法第７条	酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の種類別に、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。酒類の製造免許は、一年間の酒類の製造見込数量が次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。 一　清酒　六十キロリットル 二　合成清酒　六十キロリットル 三　しょうちゅう甲類　六十キロリットル 四　しょうちゅう乙類　十キロリットル 五　みりん　十キロリットル 六　ビール　六十キロリットル 七　果実酒類　六キロリットル 八　ウイスキー類　六キロリットル 九　スピリッツ類　六キロリットル 十　リキュール類　六キロリットル 十一　雑酒　六キロリットル	C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、免許交付時に酒税を事前納付させるといった形での新しい免許制度を創設することは、庫出し税である酒税の課税制度そのものにかかわる提案であり、規制には当たらず、そもそも特区の提案とはなり得ないものである。	製造コストを回収するのに必要な水準は、業態や製造において行う設備投資によっても変わるのではないか、この点を踏まえ再度検討し回答されたい。さらに、免許交付時に酒税を事前納付させることについても検討し、回答されたい。				平成17年度税制改正大綱において 「酒類の分類の簡素化を図る方向で酒税制度の全般的な見直しを行うこととし、平成18年度税制改正までに結論を得る。」とされているところであり、免許制度についても根本的な議論を経た上で提案を実現できないか、この点を踏まえ、再度検討し回答されたい。		C		酒類の製造免許は、税の保全の観点から一般に採算の取れる程度の製造が可能な場合に限って付与する必要があることから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かを判断するために最低製造数量基準を設けているものである。 製造コストを回収するのに必要な水準は業態や製造において行う設備投資によって異なることは否定しないが、免許申請時における個々の事業者の業態や設備投資の状況により、将来的な経営状況や財務状況を判断することは不可能である。 このようなことから、酒類の製造事業において採算が取れるか否かの判断は最低製造数量基準によっているところである。 また、この最低製造数量基準の特例を設ける場合には、検討要請に対する回答で示したとおり、滞納の発生や密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 なお、酒税制度については、酒類間の税率格差を縮小し、酒類の分類の簡素化を図る方向で、今後、その全般的な見直しに向けた検討を進めていくこととしている。	1284	12841010	酒税の簡易制度を導入し、果実酒製造の最低制限６キロリットルを撤廃する	現行６キロリットル未満の果実酒製造は認められていない。酒税を治めるための製造管理業務も非常に煩雑なものとなっている。そこで、現行の最低制限未満の事業者に対する酒税は、一律現行最低税率を適用する。地ワインの製造免許（６キロリットル未満）は、２年間を限度とし、免許交付時に、酒税を事前納入させる。	日本ニュービジネス協議会連合会、（社）21世紀ニュービジネス協議会	簡易酒税導入による地ワイン製造プロジェクト
073006 0	自家用農産物を使用した自家用酒造について、酒類製造免許を不要とする			C		現行酒税法では、酒税保全の観点から、酒類の製造については、目的の如何を問わず、免許制度を採用しており、自家消費を目的とする場合を含め、小規模な醸造は認めていない。仮に、小規模な醸造について免許不要とする場合には、税務当局が納税者を正確に把握することができず、適正かつ確実な課税が極めて困難となり、密造が横行するといった問題が生じかねない。したがって、酒類の製造については、免許制度の下で、税務署が適切に管理・検査できるようにしておくことが不可欠である。										1012	10122030	農家の自家農産物を利用した自家酒造の解禁による農業の再生	町内農業者（農林センサスで対象としている農業者に限る）の自家用農産物を使用した自家用の酒造（1人年間18ℓを限度とする）については、酒税法第７条の製造免許を不要とする。	岩手県金ケ崎町	金ケ崎町ヤングルネサンス計画
073007 0	ウイスキー類ブランディー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可	酒税法第２条	○酒類と糖類その他の物品を原料とした酒類でエキス分が二度以上のものは「リキュール類」に分類される。	C		提案は、酒類製造者がブランデーに他物を混和した場合、リキュール類とはせずにブランデーのままとなるよう、定義を見直してほしいというもの。 酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒類の定義は課税対象のものであり、その見直しは、税負担水準の変更を伴うものであることから、規制には当たらず、そもそも特区の提案とはなり得ないものである。	ブランデーの製造免許を取得している業者が、その製造したブランデーに特産のわさび等を混和してリキュール類等を製造したとしても、採算上酒税の納税に支障をきたすことは少ないと考えられることから、リキュール類等の最低製造数量基準を適用せず、リキュール類等の新規の製造免許を取得しなくてもよいと考えられる。この点を踏まえ再度検討し、回答されたい。		C	提案は、酒類製造者がブランデーに他物を混和した場合、リキュール類とはせずにブランデーのままとなるよう、定義を見直してほしいというものと理解している。 酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒類の定義は課税対象のものであり、その見直しは、税負担水準の変更を伴うものであることから、規制には当たらず、そもそも特区の提案とはなり得ないものである。 なお、酒類間の税率格差を縮小し、酒類の分類の簡素化を図る方向で、今後、その全般的な見直しに向けた検討を進めていくこととしている。				平成17年度税制改正大綱において 「酒類の分類の簡素化を図る方向で酒税制度の全般的な見直しを行うこととし、平成18年度税制改正までに結論を得る。」とされているところであり、免許制度についても根本的な議論を経た上で提案を実現できないか、この点を踏まえ、再度検討し回答されたい。		C		提案は、酒類製造者がブランデーに他物を混和した場合、リキュール類とはせずにブランデーのままとなるよう、定義を見直してほしいというものと理解している。 酒税法では、酒類を原料・製法等により定義・区分し、それぞれの酒類に対して税率を定めている。このように酒類の定義は課税対象のものであり、その見直しは、税負担水準の変更を伴うものであることから、規制には当たらず、そもそも特区の提案とはなり得ないものである。 なお、酒類間の税率格差を縮小し、酒類の分類の簡素化を図る方向で、今後、その全般的な見直しに向けた検討を進めていくこととしている。	1089	10891010	ウイスキー類ブランディーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副生するブドウの絞り粕（グラッパ）から製造する。 グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シイタケ、桜の花等を使用し、着色、におい付け、味付けを行いたい。 この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。 当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、６ｋℓ以上の生産要件クリヤが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。	ウイスキー類ブランディーの製造免許を取得しているが、ワイン製造の際の副生するブドウの絞り粕（グラッパ）から製造する。 グラッパの製造原料に伊豆市特産のわさび、いちご、シイタケ、桜の花等を使用し、着色、におい付け、味付けを行いたい。 この当該行為により酒税法の定義では「スピリッツ」「リキュール」に相当するため新規にその酒類の製造免許が必要となる。 当該行為のためにわざわざ「スピリッツ」「リキュール」製造の免許を取得しなければならず、その煩雑さがあり、かつ、６ｋℓ以上の生産要件クリヤが困難であるため、当該行為規制の除外を提案する。同法の適用除外により伊豆地方の農業振興の一助となる。	日本ﾆｭｰﾋﾞｼﾞﾈｽ協議会連合会	ウイスキー類ブランディー定義におけるグラッパ製造段階でのワサビ等の使用許可

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0730080	裸麦による酒などの醸造許可の条件緩和	酒税法第30条、第4条	酒税法においては、原料と製造方法により酒類を10種類（11品目）に分類している。これらのうち、みりんや果実酒類など一部の種類（品目）を除き、麦を原料として酒類を製造することは、現在も可能である。	D－1		みりんや果実酒類など一部の種類（品目）の酒類を除き、麦を原料として酒類を製造することは、現在も可能である。	右の提案主体の意見について回答されたい。	麦を原料として酒類を製造する事は、現在も可能である事は了解しました。この場合酒造会社・法人農家・個人農家が製造し販売目的とした場合はどのような条件が付くのでしょうか。それぞれご回答ください。	D－1		みりんや果実酒類など一部の種類（品目）の酒類を除き、麦を原料として酒類を製造することは、現在も可能である。 酒造免許の取得に関するご質問については、事情等が異なる申請者ごとに適切に対応したいので、具体的な内容をもって最寄りの税務署に相談することとされたい。						1223	12231020	東温市は裸麦の生産量・品質において日本一の産地です。裸麦の加工品として地元酒造会社に委託した裸麦による醸造許可	裸麦など穀物を使用した醸造酒製造条件・施設設置・販売許可等の緩和措置	(有)ジェイ・ウィングファーム、(有)フェレストファーム、NPO法人TIES21えひめ	林畜耕連携協働農業による未活用バイオマス資源化と「東温ブランド」構築東温農業産業再生プロジェクト
0730090	しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2（4）	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう（かす取りしょうちゅう以外のもの）については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	C	IV	かす取り以外のその他のしょうちゅう乙類のうち地域の特産物を主原料としたしょうちゅうの製造免許については、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されていることから、しょうちゅう乙類の需給に与える影響は少ないものと認められる。 しかしながら、米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	焼酎の需要が増加していることを踏まえ、地元産のさつまいも及びそばを原料とする場合に焼酎の製造を認めることはできないか、再度検討し回答されたい。併せて右提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、「本市の農業の中でも最大の主要作物がさつまいも及び麦」であること、また「地元消費、観光客へのもてなし、観光土産品としての利用を目的としており、地域限定販売を想定」したものであること。また、本提案は、国が進める「都市と農山漁村の共生と対流の推進」に資するものとして提案したものであるが、特区での対応不可となれば、本市の基幹産業の振興及びその根幹をなす地域の特産物の有効活用も閉ざされることになる。 また、「さつまいも及び麦等は全国で栽培可能であり、しょうちゅう乙類の需給に影響を与える」ことについては、販売の目的や必要数量、本土より100km離れた離島という地理的条件等を考慮した場合、その影響はないと判断する。新規事業の立ち上げ、事業参入の機会は等しく、自由・公平に与えられるべきである。	C	IV	しょうちゅう乙類の需給状況については、消費数量の伸びに対して、設備状況及びその稼動状況に基づく供給能力が、どのように対応しているか等に加え、流通段階における在庫状況等のバランスを総合的に勘案する必要がある。ここ数年の消費数量の伸びについては、既存の供給能力で対応が図られているところであり、現時点において、需給調整要件を緩和することは困難である。 また、特区制度においては、本提案のみの要望に応えることは困難であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。						1042	10421020	しょうちゅう乙類に係る製造免許については、しょうちゅう製造者が企業合理化を図ることを目的とし、更に地域の特産物（米、麦、さつまいも、そば以外）を主原料とする場合のみ認められているが、本市のようなさつまいも、及び麦を主要農作物とする地域の特性が考慮されておらず、更に既存の製造者の企業合理化という目的に限定することは、事業参入機会を閉ざすこととなり、公平さに欠ける。地域の特性等を考慮し、主原料の制限及び製造場設置の条件を撤廃もしくは緩和する。	離島地域で構成される本市は農林水産業を基幹産業としているが、過疎化等の進行により低迷を余儀なくされている。地理的条件及び今日の経済情勢から企業誘致も望めない状況にあり本地域の振興には農林水産業を活性化する以外に方策はない。特に本市の農業は、甘藷及び麦を主要農作物としており、農業の再生には、この主要農作物の生産拡大を図る必要があり、本市を含む五島地域にない焼酎製造に着目し、その原料とすることで、必要とする製造量から遊休農地の再生や農業従事者の増加を図り農業の振興及び地域の活性化を図るものである。また、規制緩和による焼酎製造場の設置は、企業誘致・立地による雇用の確保を図るほか、「都市と農山漁村の共生と対流」促進事業に活用するものである。	長崎県五島市	五島産焼酎製造に伴う地域活性化構想
0730090	しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2（4）	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう（かす取りしょうちゅう以外のもの）については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	C	IV	かす取り以外のその他のしょうちゅう乙類のうち地域の特産物を主原料としたしょうちゅうの製造免許については、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されていることから、しょうちゅう乙類の需給に与える影響は少ないものと認められる。 しかしながら、米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	焼酎の需要が増加していることを踏まえ、地元産のさつまいもを原料とする場合に焼酎の製造を認めることはできないか、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	構造改革特別区域基本方針においては、「構造改革推進の意義及び目標」の中で、「地方公共団体や民間事業者等の自発的な発案により、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることで当該地域に於いて地域が自発性を持って構造改革を進めることが、特区制度を導入する意義である。」また「地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の高度や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。」とある。しかしながら、酒類製造免許の要件緩和に関するこれまでの財務省の回答は、酒税徴収の確保による為の免許の需給調整として、「将来全国的な構造改革へと波及しうるような地域発の構造改革たり得るものであること」という構造改革特別区域認定基準1号基準を盾に、全国への展開があることを理由に、地方の現状を無視した、拙切り型の回答しか出されていない。提案の概要にある「米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり」という表現は、主要生産物がさつまいもしかない新上五島町の内陸に対する事実誤認であり、離島であるハンデを解決する手だてが他に見出せない為の「自助と自立の精神」「知恵と工夫の競争」に基づく提案であることが、全く加味されていないと思われる。大綱やマクマネーでは焼酎は製造できない、特産品の認定基準が曖昧であるが、農水省農政局や地方自治体の農林部などで調べれば、思いつきで同じついたものではないことは、すぐに明らかになるのではないか。また、酒税は国税であるが、納税について地方自治体の高なじの調査で認可したり、供託金を納ふる方法など、財務省の側から考えられないものか。酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2（4）においては、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されている。離島である地域の現状を踏まえて検討がなされれば、新上五島町を特区で認定することも、また全国の離島地域に限った特産品に限定した酒類製品が地域の経済に貢献することは、全国的な焼酎市場の需給に影響を与えることには当たらないと思われる。新上五島町の地域的現状と農産物生産の現状をよく検討し、構造改革の意義に見合う、事実に即した回答を要望したい。	C	IV	しょうちゅう乙類の需給状況については、消費数量の伸びに対して、設備状況及びその稼動状況に基づく供給能力が、どのように対応しているか等に加え、流通段階における在庫状況等のバランスを総合的に勘案する必要がある。ここ数年の消費数量の伸びについては、既存の供給能力で対応が図られているところであり、現時点において、需給調整要件を緩和することは困難である。 また、特区制度においては、本提案のみの要望に応えることは困難であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	右の提案主体の意見について回答されたい。	平成12年3月31日閣議決定の「規制緩和三カ年計画（再改定）」において、「中小企業が多く需給調整が行われている酒類について、需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止の方向で見直す」という措置内容に対し、財務省は、平成11年の「酒税法及び酒類行政関係等解釈通達の制定について」以外に酒造免許に対する需給調整についての検討措置が行われていないが、妥当な手当だとは思われない。また、現状として、回答にあるような「消費数量の伸び」「設備状況」「稼働状況」「供給能力」「在庫状況」などは、堪渡り的な不親切な説明であり具体性に欠けている。「バランスを総合的に勘案する必要がある」場合、根拠となる数値を具体的に提示し、「既存の供給能力で対応が図られている現状」を提案者に対し明らかに示すべきではないか。現行の申請に関する、酒類製造免許の要件緩和に、これまでの財務省の回答は、酒税徴収の確保による為の免許の需給調整として、全国への展開があることを理由に、地方の現状を無視した、回答しか出されていない。離島であるハンデを解決する手だてが他に見出せない為の「自助と自立の精神」「知恵と工夫の競争」に基づく提案であることが、全く加味されていないと思われる。酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2（4）においては、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されている。外海離島である地域の現状を踏まえて検討がなされれば、全国展開した場合でも、外海離島で酒造免許を持たない市町村を条件付きで特区と認定することも、また全国の離島地域に限った特産品に限定した酒類製品が、全国的な焼酎市場の需給に影響を与えることには ならないと思われる。構造改革の意義に見合う、事実に即した具体的回答を要望したい。	C	IV	「規制緩和推進3か年計画（再改定）」（平成12年3月31日閣議決定）における酒類の製造免許の規制緩和に対しては、「需要が低迷し、中小企業が多く需給調整が行われている酒類について、需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止の方向で見直す。また、それまでの間に、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を目指す。」との趣旨を踏まえ、企業合理化を図るために新たに製造場を設置する場合等において免許付与を認めることとするなど、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を進めているところである（当該計画のフォローアップ結果（平成16年3月31日付規制改革・民間開放推進会議公表資料）において、計画上講ずることとされた措置を既に完了しているものと整理されている。）。 また、特区制度においては、本提案のみの要望に応えることは困難であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	1044	10441010	新上五島町内の生産額の大半を占める農産物である「さつまいも」を利用し、焼酎の製造を行い、町と連携しながら特産品として地域の活性化を目指すため、酒税法および酒類行政関係法令解釈通達の特産品の注釈規定から「さつまいも」を除外する特区として新上五島町を認定し、販売先が当該地域に限定されていると認められる場合の免許付与を可能にし、町内での焼酎の製造販売を行えるようにする。	地域経済の再生と発展の鍵となり、地域企業の体質強化や利益増大を目指し、有志が共同で農業分野への参画を図り、「焼酎原料としてのさつまいも生産」を核とする農業生産法人を設立し、地域ブランドとしてのさつまいも等、農産物生産と流通を行い、最終的に町内に焼酎工場の誘致・設立を推進し、地場産業の起業発展を目指す。新上五島町内では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し農地の集積・有効利用をする。特産品作物の地産地消で、学校給食への利用により安全な食品で食育を実践する。農業の担い手確保のため就農者育成事業として農業体験等を行う。異業種法人・個人の新規農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。町役場・地元NPOと協力し、イベントを企画開催しながら、体験型グリンツーリズム等観光客をを誘致し、PRを進めながら事業の促進を図る。	有限会社シーランドファーム	新上五島町さつまいも生産および焼酎特産品化プロジェクト

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0730090	しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2（4）	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう（かすとりしょうちゅう以外のもの）については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそば以外の特産物を主原料とし、かつ、販売先がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することとしている。	C	IV	かす取り以外のその他のしょうちゅう乙類のうち地域の特産物を主原料としたしょうちゅうの製造免許については、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されていることから、しょうちゅう乙類の需給に与える影響は少ないものと認められる。しかしながら、米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	焼酎の需要が増加していることを踏まえ、地元産のさつまいもを原料とする場合に焼酎の製造を認めることはできないか、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省の回答は、酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係2（4）に対するものであるが本来の提案は、酒税法第10条第11号(税務署長は、需給の均衡を維持する必要がある場合免許を与えないことができる)に係るものでありこの点を踏まえ再度検討し回答をお願いします。	C	IV	しょうちゅう乙類の需給状況については、消費数量の伸びに対して、設備状況及びその稼動状況に基づく供給能力が、どのように対応しているか等に加え、流通段階における在庫状況等のバランスを総合的に勘案する必要がある。ここ数年の消費数量の伸びについては、既存の供給能力で対応が図られているところであり、現時点において、需給調整要件を緩和することは困難である。 また、特区制度においては、本提案のみの要望に応えることは困難であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。						1045	10451010	新上五島町の唯一の特産品である「さつまいも」を利用し焼酎の製造を行う。酒税法第10条第11号の規定を認めてもらっても離島であるために、全国的には、ほとんど影響がないと思われるので、酒類製造免許のない離島地域に限って新規参入を認めてもらい町内での焼酎の製造販売を行えるようにする。	焼酎の製造免許を受けることにより、「焼酎原料としてのさつまいも生産」を核として地域ブランドとしてのさつまいも等、農産物との流通を行い、町内に焼酎工場を設立し、地場産業の発展を目指す。新上五島町では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し農地の集積・有効利用をする。異業種法人・個人の新規農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。	有限会社クラーククント	地域振興農産物プロジェクト（焼酎づくり）
0730090	しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2（4）	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう（かすとりしょうちゅう以外のもの）については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそば以外の特産物を主原料とし、かつ、販売先がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することとしている。	C	IV	かす取り以外のその他のしょうちゅう乙類のうち地域の特産物を主原料としたしょうちゅうの製造免許については、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されていることから、しょうちゅう乙類の需給に与える影響は少ないものと認められる。しかしながら、米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	焼酎の需要が増加していることを踏まえ、地元産のほし芋を原料とする場合に焼酎の製造を認めることはできないか、再度検討し回答されたい。		C	IV	しょうちゅう乙類の需給状況については、消費数量の伸びに対して、設備状況及びその稼動状況に基づく供給能力が、どのように対応しているか等に加え、流通段階における在庫状況等のバランスを総合的に勘案する必要がある。ここ数年の消費数量の伸びについては、既存の供給能力で対応が図られているところであり、現時点において、需給調整要件を緩和することは困難である。 また、特区制度においては、本提案のみの要望に応えることは困難であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	右の提案主体の意見について回答されたい。	貴省では既存の焼酎業者への影響を懸念しているが、特区による新規免許には、製造数量の上限を設けてはいかがであろうか？実際韓国で小口ビール製造が規制緩和された折には、製造の上限数量を設定し、その数量内で採算が見込まれる業者のみに認可をあたえた。また、貴省の英断によるドブロク特区でも　自家麹培の米による醸造に制限する事で上限数量と同じ設定をしている前例がある。この上限数量の設定により需要動向に関係なく、特区による新規製造免許が付与できるはずである。以上より製造数量の上限を制限する事で、新規の免許の付与を願いたい。また、以前にも意見したが、需給調整による参入規制を撤廃するよう行政改革針新本部より提言されているが、その件に関しても貴省の考えを提示願いたい。	C	IV	「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成12年3月31日閣議決定)における酒類の製造免許の規制緩和に対しては、「需要が低迷し、中小企業が多く需給調整が行われている酒類について、需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止の方向で見直す。また、それまでの間に、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を目指す。」との趣旨を踏まえ、企業合理化を図るために新たに製造場を設置する場合等において免許付与を認めることとするなど、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を進めているところである（当該計画のフォローアップ結果(平成16年3月31日付規制改革・民間開放推進会議公表資料)において、計画上講ずることとされた措置を既に完了しているものと整理されている。）。 また、特区制度においては、本提案のみの要望に応えることは困難であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	1272	12721010	特産物を原料とするその他の焼酎の原料に関して　米、麦、さつまいも、そばが無条件に特産物から除外されているが、明らかに特産物であると認知される場合には、その原料として認める。	ひたちなかJA管内で唯一の酒造会社である木内酒造合資会社（既に清酒、ビール、発泡酒、ワイン、かすとり焼酎の免許取得済）で、特産品としてのほし芋を原料とした乙類焼酎の製造免許を取得し、ひたちなかJA管内のほし芋を原料にほし芋焼酎を製造し、域内の人々にそれを販売する。	ひたちなかJA、株式会社幸田商店、木内酒造合資会社	純ひたちなか産ほしいも焼酎生産プロジェクト
0730090	しょうちゅう乙類製造免許の要件緩和	酒税法第10条第11号 酒税及び酒類行政関係等解釈通達第10条第11号関係の2（4）	しょうちゅう乙類製造免許のうちその他のしょうちゅう（かすとりしょうちゅう以外のもの）については、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、申請製造場の所在する地域の米、麦、さつまいも及びそば以外の特産物を主原料とし、かつ、販売先がその地域に限定されていると認められる場合には、免許を付与することとしている。	C	IV	かす取り以外のその他のしょうちゅう乙類のうち地域の特産物を主原料としたしょうちゅうの製造免許については、原料が地域の特産物に限定され、かつ、販売先がその地域に限定されていることから、しょうちゅう乙類の需給に与える影響は少ないものと認められる。 しかしながら、米、麦、さつまいも及びそばは全国で栽培可能であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	焼酎の需要が増加していることを踏まえ、地元産のさつまいもを原料とする場合に焼酎の製造を認めることはできないか、再度検討し回答されたい。また、提案者は、製造を認められたしょうちゅうについて、個人を対象としたインターネットによる販売を要望しているが、その点についても検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	貴省の回答では、「本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかである」とされているが、平成14年から平成15年までのしょうちゅう乙類の酒類課税数量を見てみると、平成14年が386,840ＫＬ、平成15年が449,350ＫＬとなり前年比16.2%の増である。このように、課税数量が大き（伸びる）一方で、酒類製造免許場数は、横ばい状態である。更に、しょうちゅうの輸入数量も大幅に増加している。このような状態でしょうちゅう製造の新規参入が認められないのは、公平な競争が阻害された状況で問題があると思われます。平成10年12月の行革推進本部規制緩和委員会の第2章では、酒類の需給関係が好転の場合には、速やかに規制を廃止し、新規参入を促すとされています。地元には、しょうちゅう づくりに情熱を燃やし、新たな特産品にしたいと意気込んで、研究に取り組んでいる組織もあります。このようなことから、製造・販売したとしても全国の需給に影響を及ぼさない五島列島に限っての焼酎製造免許の要件緩和についてご配慮願います。	C	IV	しょうちゅう乙類の需給状況については、消費数量の伸びに対して、設備状況及びその稼動状況に基づく供給能力が、どのように対応しているか等に加え、流通段階における在庫状況等のバランスを総合的に勘案する必要がある。ここ数年の消費数量の伸びについては、既存の供給能力で対応が図られているところであり、現時点において、需給調整要件を緩和することは困難である。 また、特区制度においては、本提案のみの要望に応えることは困難であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	右の提案主体の意見について回答されたい。	貴省の回答では、需給状況については、供給能力がどのように対応しているか、また、在庫状況等のバランスを総合的に勘案する必要があるとなっているが、具体的には、何を根拠に判断するのか、また、規制改革についての第1次見解（平成10年12月15日）の中で経済規制の代表例といわれるいわゆる需給調整規制については、臨時行政改革推進審議会（平成4年6月19日第3次行革審）において、「競争的産業における需給調整の視点から参入」設備規制ついては、原則として10年以内のできるだけ早い時期に廃止の方向で検討する」とされている。これらの答申を踏まえ併せてご回答をお願いします。そこで、本町の特産品である「さつまいも」を利用した焼酎製造工場を設立し活性化をはかる。なお、この特区が認められた場合は、将来的に全国展開を検討することになると思われるが、この場合は、現在酒類製造免許をもたない外海離島の市町村に限って一つの免許を与えることで全国展開（別表2）とすることはできないか検討願いたい。このような条件つきの全国展開ができれば、全国的には、ほとんど影響ないものと思われる。	C	IV	「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成12年3月31日閣議決定)における酒類の製造免許の規制緩和に対しては、「需要が低迷し、中小企業が多く需給調整が行われている酒類について、需給状況の好転が認められる場合には、速やかに当該品目についての需給調整規制を廃止の方向で見直す。また、それまでの間に、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を目指す。」との趣旨を踏まえ、企業合理化を図るために新たに製造場を設置する場合等において免許付与を認めることとするなど、中小企業者の合理化を進め、需給調整なくして酒税の保全が図られるような業界の構造の構築を進めているところである（当該計画のフォローアップ結果(平成16年3月31日付規制改革・民間開放推進会議公表資料)において、計画上講ずることとされた措置を既に完了しているものと整理されている。）。 また、特区制度においては、本提案のみの要望に応えることは困難であり、本提案を含めた同様の内容の要望にすべて応えていくこととした場合、しょうちゅう乙類の需給に影響が生じることは明らかであり、本提案のみを例外とすることはできない。	1047	10471010	新上五島町の唯一の特産品である「さつまいも」を利用し焼酎の製造を行う。酒税法及び酒類行政関係法令解釈通達の地域特産品の販売先が当該地域に限定されることとなっているが、個人を対象としたインターネットによる販売を認めてもらい地域経済の活性化をめざす。	地域経済の再生と発展の鍵となり、地域企業の体質強化や利益増大を目指し、「焼酎原料としてのさつまいも生産」を核として地域ブランドとしてのさつまいも等、農産物との流通を行い、町内に焼酎工場の誘致を推進し、地場産業の発展を目指す。新上五島町では、耕作地の減少・荒廃化が進んでいる。これらを解消し農地の集積・有効利用をする。異業種法人・個人の新規農業参入を可能にすることで周年の安定雇用を確保する。	長崎県新上五島町	新上五島町純地元産焼酎工場計画

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
073010 0	山田錦の館における酒類販売の規制緩和	酒税法第９条第１項、第１１条 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第１１条第２項関係 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法第４条	①税務署長は、販売業免許を付与する際、必要に応じて販売する酒類の範囲等に条件を付すが、免許者はその後において、条件の緩和を申し立てることが可能となっている。 ②酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（平成15年法律第34号）に規定する緊急調整地域に指定された地域においては、一般酒類小売業免許の付与は制限されている。	C	IV	観光地等酒類小売業免許は、販売場が、国立公園内その他の観光客等が集まる場所で、酒類小売販売場がないため観光客等が酒類の購入に不便であり、これら観光客等を対象とする酒類の販売を特に認める必要がある場所である場合に付与するものである。当該免許については、必要に応じ、販売できる酒類の範囲の条件について緩和の申立をすることが可能である。 また、通信販売酒類小売業免許については、緊急調整地域であっても取得することが可能である。 なお、緊急調整地域においては、一般酒類小売業免許を取得することができないが、当該地域の指定は全国一律で行うものではなく、地域ごとの状況により判断されるものであることから、これにさらに特区を設けることは困難である。	右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	先の提案で延べたとおり、「山田錦の館」は日本唯一の山田錦の情報発信施設として一層の機能強化を考えています。この一手段として酒類販売の販路拡大を考えていますが、現在の「観光地等酒類小売業免許」ではカタログやインターネットによる販売はできません。このため、「一般酒類小売業免許」と併せて「通信販売酒類小売業免許」の取得を求めるため提案しているものです。なお、山田錦の館での販売は、あくまでも県産山田錦を原料とする酒類のみとするため、緊急措置法の目的とする地域酒類小売業者の経営を困難にすることはないと考えています。	D－１C	IV	通信販売酒類小売業免許は、緊急調整地域であっても取得することが可能であるため、必要に応じ、現在の免許の条件緩和の申立をすることが可能である。 なお、緊急調整地域の指定は全国一律で行うものではなく、地域ごとの状況により判断されるものであることから、これにさらに特区を設けることは困難である。	右の提案主体の意見について回答されたい。	現在吉川町は、緊急調整区域であり、山田錦の館は「観光地等酒類小売業免許」のみを取得しています。再回答の内容は、この状況で山田錦の館が「通信販売酒類小売業免許」の追加取得も可能と解してよいのでしょうか。国税庁のホームページの「お酒についてのＱ＆Ａ」では、「・・・通信販売と併せて酒類の店頭小売販売を行う場合には、一般酒類小売業免許の取得を要します・・」と記載されています。また、「観光地等酒類小売業免許は必要に応じて販売できる酒類の範囲の条件について緩和の申立をすることが可能」とのことですが、この緩和の申立により、「兵庫県産の山田錦を50パーセント以上使用した全国の酒」を山田錦の館で販売することは可能になるのでしょうか。	D－１		通信販売酒類小売業免許は、緊急調整地域であっても取得することは可能であり、また、観光地免許についても、必要に応じ、販売できる酒類の範囲の条件について緩和の申立をすることが可能であることから、具体的な内容をもって最寄りの税務署に相談することとされたい。	1107	11071010	山田錦の館が所在する吉川町は「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」第３条に基づく緊急調整地域として指定されているため、山田錦の館では「観光地等酒類小売業免許」による販売と制約を受けているが、この制約を撤廃した「一般酒類小売業免許」及び「通信販売酒類小売業免許」が取得できるものとする。	兵庫県内で生産された山田錦を原材料とした全国の酒の大容量（一升瓶）販売やカタログ・インターネット等の通信販売を行うことにより、販路や販売量の拡大ができ、酒米・山田錦の需要拡大につながる。	兵庫県吉川町	酒米の王者･山田錦の郷いきいき構想
073010 10	特定農家での濁酒製造と山田錦の館での濁酒試飲・販売			C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿やレストランを併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿や農業レストランを併せ営む農業者に限定されているものである。	地域農業の活性化の観点から、提案を実現できないか検討し、回答されたい。また、提案者が、現在取得している「観光地等酒類小売業免許」の条件緩和を申立てることにより、濁酒の販売を実現させることができるか検討し、回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	先の提案は、既に特例が認められている特定農業者の濁酒製造について、販売部分を山田錦の館で担おうとするものです。山田錦の館にはレストラン＆販売施設があり盛況を来していますので、販売量の確保の見通しは十分にあり、製造者におけるコスト低減や採算性も十分期待できると考えています。また、山田錦の館は、酒米山田錦の情報発信や農産物直売所、農産加工等の機能も備えた農林業体験視察施設としてグリーンツーリズムを受け入れており、地域活性化の中核施設でもあります。	D－１		現行の酒税法の特例では、特定農業者が製造した濁酒の提供･販売先については何等制限されていない。 なお、観光地等酒類小売業免許については、必要に応じ、販売できる酒類の範囲の条件について緩和の申立をすることが可能である。	提案は、農家民宿等を営まない農業者が濁酒を製造する際に、最低製造数量基準を適用しないことについても求めているものであることから、この点及び右提案主体の意見も踏まえて、再度検討し回答されたい。	「構造改革特区における濁酒製造免許の手引」によると、「「酒類を自己の営業場において飲用に供する業」を併せて営んでいる者（特定農業者）が特区内の自己の酒類製造場で「濁酒」を製造しようとする場合には、最低製造数量基準の要件は適用しない」と記載されていますが、今回の再回答の内容は、吉川町内農業者が自己の営業場ではなく、他者が営業する「山田錦の館」で濁酒を販売することを条件として特区申請（濁酒製造免許の取得申請）をすることは可能であると解してもよいのでしょうか。今回の提案は、現行の濁酒の製造免許の特例では、「「農業」と農家民宿や農園レストランなどを併せ営む者」となっている要件を拡大し、農家民宿や農園レストランなどを併せ営まない吉川町内の農業者が濁酒を製造し、その製造した濁酒の販売部門を山田錦の館で担い、一定の濁酒を販売しようとするものです。　　再度ご検討いただき、回答をお願いします。	C		酒類の製造免許の最低製造数量基準は、採算性が取れるか否かといった観点から、製造コストを回収するのに必要な水準として設けられているものであり、この免許要件の特例を設ける場合には、採算が取れない小規模製造者の増加による滞納の発生や、税務当局による実態の把握が困難となることに伴う密造の横行など、酒税制度の根幹に影響を与えかねないことから、対象酒類や適用対象者を限定して特例措置を講ずることとしたものである。 すなわち、民宿やレストランを併せ営む農業者であれば原料コストが低減できるとともに、宿泊代金等を通じてコストを回収することも容易であるなど、酒税の納税に支障をきたすことは少ないのではないかと考えられたことや、農家民宿等での濁酒の提供を通じ、グリーンツーリズムが推進され、地域の活性化にも資すると考えられたことから、対象者は農家民宿や農業レストランを併せ営む農業者に限定されているものである。	1107	11071020	既に構造改革特別区域法で酒税の特例として認められている特定農業者による濁酒製造の要件を拡大し、吉川町内農業者が製造する濁酒を山田錦の館において試飲・販売することにより、山田錦の酒の商品の種類が増加し、山田錦の需要拡大につながる。	吉川町内の農業者が町内産山田錦を使って造った濁酒を、山田錦の館において試飲、販売することにより、山田錦の酒の商品の種類が増加し、山田錦の需要拡大につながる。	兵庫県吉川町	酒米の王者･山田錦の郷いきいき構想
073010 20	酒類販売業免許取得条件の緩和	酒税法第９条第１項	酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。	D－１		酒類の販売業をしようとする者は、酒税法第９条第１項に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされているが、同条においては、地方公共団体の申請を妨げてはいない。	右の提案主体の意見について回答されたい。	措置の概要（対応策）として、地方公共団体の申請を妨げていないとの理由で、現行の規定により対応可能との回答をいただいた。 これまで、複数の税務署に相談をしたが、いずれも提案理由で明記したとおり、地方公共団体は人格のない社団等として、免許取得はできないとの返事があったため、今回の提案となったところである。 個人や法人と同様に申請をし、許可要件に合致すれば、地方公共団体でも免許取得できると解釈してよいか、再度お尋ねする。	D－１		申請者について、酒税法第10条（免許の要件）各号に規定する要件を満たしていれば、免許を取得することは可能である。						1173	11731010	地方公共団体が酒類販売業免許取得により、アンテナショップ等での地場産品の周知、販売	本市は都市圏との交流を目的に「ひた生活領事館イン福岡」を福岡市に設置し、情報発信、アンテナショップとして活用し、ここで販売している本市産品である野菜等は周辺住民からは新鮮・安全なものとして喜ばれている。今後は、本市のきれいで豊富な水で製造されている酒類を展示販売し、地場産品の販路拡大を行なっていきたい。	大分県日田市	地場産品販路拡大による都市との交流推進

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
0730130	通信販売酒類小売業免許において取扱い可能な酒類の制限の撤廃	酒税法第11条第1項 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第11条第1項関係の3（3）	通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店で通常購入できない地酒、輸入酒などに限定している。	C	IV	通信販売酒類小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。	貴省の回答では、「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている」とあるが、検討の内容、スケジュール、方向性等を示されたい。		C	IV	「e-Japan重点計画－2004」（平成16年6月15日・IT戦略本部決定）を踏まえ、通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大等について、平成17年度末までに結論を得るよう総合的に検討中である。						1252	12521010	新潟県に所在する酒小売店が、全国へ向けて通信販売を行うにあたり、新潟県の地酒に限り１０００キロリットル等の制限を設けることなく自由に通信販売を行える制度。制度の許可は新潟県下の所轄税務署が行い、許可を受けた酒小売店が対象。	[通信販売酒類小売業免許制度] 免許の要件は、“１”前会計年度の酒類の酒類ごと（または品目ごと）の課税移出数量が、すべて７０００ＫＬ未満（現行１０００ＫＬ）である酒類製造業者が製造・販売する酒類“２”前会計年度における課税移出数量が１００ＫＬ未満（焼酎乙類は２００ＫＬ未満）の銘柄とする現行規定は廃止する。 免許の条件は、“１”販売できる酒類の範囲について制限している（免許要件を参照のこと）“２”販売方法について通信手段による販売の申し込みを受ける場合に限定している“３”酒類の購入申込者が未成年者でないことを確実に確認できる場合に限定する。 [現行の規制緩和の内容]	株式会社日本フードリンク、新潟ニュービジネス協議会、日本ニュービジネス協議会連合会	新潟の酒を規制すること無く自由に通信販売できる特区構想
0730130	通信販売酒類小売業免許において取扱い可能な酒類の制限の撤廃	酒税法第11条第1項 酒税法及び酒類行政関係等解釈通達第11条第1項関係の3（3）	通信販売の特殊性から通信販売酒類小売業免許は、酒類の需給関係に与える影響を考慮し、販売できる酒類の範囲について一般の酒販店で通常購入できない地酒、輸入酒などに限定している。	C	IV	通信販売酒類小売業免許における販売できる酒類の対象品目の拡大については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法（平成15年法律第34号）の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている。	貴省の回答では、「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行の状況等を踏まえ、平成17年度末までに結論を得ることとしている」とあるが、検討の内容、スケジュール、方向性等を示されたい。		C	IV	「e-Japan重点計画－2004」（平成16年6月15日・IT戦略本部決定）を踏まえ、通信販売酒類小売業免許における対象品目の拡大等について、平成17年度末までに結論を得るよう総合的に検討中である。						5053	5053A081	通信販売酒類小売業免許における、取扱い可能な酒類の制限を撤廃すべきである。		（社）日本経済団体連合会	なし
0730140	共同住宅敷地内における多機能ベンダーにおけるアルコール類の販売	酒税法第9条第1項	酒類の販売業をしようとする者は、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならない。	C	IV	自動販売機のみによって酒類小売業をしようとする場合は、未成年者飲酒防止及び交通事故防止の観点から、原則として免許を付与しない。	未成年者飲酒防止等の観点から十分な管理、監督ができれば、自動販売機のみによる酒類の販売をすることができないか、再度検討し回答されたい。		C	IV	近年、未成年者飲酒防止等、酒類小売業界に対する社会的要請が高まっており、あらゆる局面でその対応が求められている。このため、酒類小売業界においては、自動販売機について自主的な撤廃等の取組みを行っており、その結果、平成12年6月現在124.4千台あったものが、平成16年4月現在58.8千台と大幅に減少してきている。 したがって、このような状況の中、新たに自動販売機のみによる酒類小売業免許を付与することは困難である。	右提案主体の意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	ビール等アルコール飲料の販売について問題視されている点は、前記のタバコ販売同様未成年者飲酒に係る防止策であります。この件についてタバコ産業側で開発されたIT技術を、ビール等アルコール飲料業界で共有することができたら問題が解決されます。共用のメリットは、両業界がIT技術導入に対するコストを半減することができ、併せて本企画に対し、関係省庁の許認可を得ることで両業界のシェア拡大に通じ、販売促進(活性化)に大いに寄与することができます。	C	IV	近年、未成年者飲酒防止等、酒類小売業界に対する社会的要請が高まっており、あらゆる局面でそれに対する厳格な対応が求められている。 したがって、このような状況の中、販売促進に寄与することをもって、新たに自動販売機のみによる酒類小売業免許を付与することは困難である。	1297	12971010	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自動販売機でのアルコール類の新規販売を許可する	共同住宅管理組合が保有しその管理運用に窮している修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合（ＬＬＰ）を設立し、自販機関連事業体の発行する「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該有限責任事業組合（ＬＬＰ）が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、共同住宅敷地内における多機能自販機（ベンダー）でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品（洗剤、加工食品、塩・砂糖、米等）及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、当該有限責任事業組合（ＬＬＰ）が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって、共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を受取予定金利５％で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金（全国規模推定60兆円）の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。詳細添付資料参照。	個人	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」構想

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
073010 50	免税手続き場所と現品引渡し場所との分離の容認（免税手続きの一括処理の可能化）	消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6条～第10条	輸出物品販売場を経営する事業者が、非居住者に対して、最終的に輸出される物品について所定の手続をして譲渡した場合には、消費税が免除される。 輸出物品販売場における資産の譲渡について消費税が免除されるためには、輸出物品販売場を経営する事業者が、譲渡に係る物品が非居住者によって所定の方法により購入されたことを証する書類（最終的に輸出となる物品の消費税免税購入についての購入者誓約書）を保存する等の必要がある。 非居住者が輸出物品販売場において消費税の免除を受けて購入した物品を出国の時までに輸出しなかった場合、又は国内で譲渡をした場合等には消費税が課税されることになる。 輸出物品販売場を経営するためには、納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。	C		構造改革特別区域基本方針において、従来型の税財政措置を講じないとされているところであり、当該措置は税制上の措置にほかならないため、検討要請事項の対象となりえない。	本提案は免税の手続についての要望であり、税の減免要望ではない。よって、提案主体からの提案について、右の提案主体の意見も踏まえ、再度真摯に検討し回答されたい。	本提案は、輸出物品販売場が輸出物品の販売について、現品引渡し場所とは別の場所に、免税手続きを専門に扱う場所を設け、免税手続きだけを一括処理できるようにするという、手続きにかかる規制緩和を求めるものであり、税制上の措置を求めているものではない。 このように構造改革特別区域基本方針にある「従来型の税財政措置」にあたらないよう注意して、構造改革特区第1次提案から第6次提案までの提案・回答状況も踏まえつつ、国の税制に影響を与える規制緩和項目（輸出物品品目の追加や免税措置内容の追加等）の提案ではなく、あくまで「手続き」の緩和を提案することに努めたものである。 さらに、現品引渡し場所と免税手続き場所を分離することによるメリット（専門スタッフへの集約化による手続きの効率化・一層の正確性アップ等）を述べるだけでなく、デメリット（免税手続き時における現品確認が不十分になる等）について、輸出物品販売場の登録にかかる要件等について遵守させるとともに、できる限りの代替措置（人的措置・物的措置など十分な連携）を講じることで克服できると記載した。また、万が一のトラブルの際の責任の所在を明確にするために、納税義務者に変更をもたらすものでないことも述べた。 財務省には、改めて提案内容を検討していただきたい。	C	消費税は転嫁を予定している税であり、課税か免税かということは商品の値付けに影響を及ぼすものであることから、譲渡時点においてそれが確定していることが必要である。仮に、譲渡した後に免税手続を行うことができるとすれば、適正な手続が確実に行われることを確保することが困難であり、手続時点で免税要件を満たしていないことが判明したり、時間の制約上等の理由から手続を行わない旅行者がいる場合には、譲渡時に遡って課税関係が変更されることとなるなど不適当である。したがって、譲渡時点において所定の免税手続を完了させることが適正な免税制度を維持するためには必要である。 また、当初非居住者に対し課税で販売した場合に免税販売と同一の効果をもたせるためには、一定の手続を行った後に税額控除を認める制度を創設するという問題となるが、構造改革特別区域基本方針において従来型の税財政上の措置を講じないとされているところであり、当該措置は税制上の措置にほかならないことから、検討要請の対象となりえない。 なお、免税関係書類に記載すべき事項は、免税要件を満たして販売されたものであることが後日においても確認できるよう定められた必要最低限の内容となっており、免税で販売する際に確認すべき最低限の事項でもある。御提案においては、個々の事業者が輸出物品販売場の経営に関する許可に問題ない事業者であることが前提としのことであり、譲渡時に免税要件の確認をすることに問題がないとするのであれば、書類の記載のみを別の場所で行うこととした場合に免税要件の確認をその別の場所でやり直さなければならなくなる点を考えれば、免税で販売したその場において手続が完了することが、非居住者にとって時間や労力の点からも便宜と考える。	提案内容は、各店舗において、販売と同時に税額と同額の保証金的なものを預り、免税手続きブースで免税手続きを行うことによりその保証金的なものを返金することとしており、これは税金の還付制度とは異なることから、各店舗と免税手続きブースを同一の販売場とみなすことなどにより、提案内容を実現することはできないか、再度検討し回答されたい。 併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、現品引渡し場所と免税手続き場所を事業所とその出先という関係で分離しようとしているだけであり、課税か免税かの確定場所は現行どおり事業所（現品引渡し場所）を予定している。 また、ご指摘の「適正な手続きが行われることを確保することが困難であり」という部分については、提案者としても規制緩和の実施に伴い危惧される点であると認識し、出来る限りの代替措置（人的措置・物的措置など十分な連携）を講じることで克服しようと考え、提案書にも記載したものである。どの程度の措置で克服が可能であるかご教示願いたい。 次に、「一定の手続を行った後に税額控除を認める制度を創設するという問題」とのご指摘であるが、本提案は、一旦課税したものを後で控除することを求めるのではなく、（つまり、制度の本質を変えようというのではなく、）手続きの一部を場所を替えて一括で出来るようにしようという、手続きの簡素化のみを求めたものであり、従来型の財政措置を求めようとするものではない。 以上のことについては、現行制度の下で、百貨店が免税手続きを（各「売り場」ではなく）一箇所で一括して行い、各売り場で購入した合計額の消費税分を後でまとめて返金する形をとっているのであるから、本提案内容についても代替措置を講じることで事業上の問題解決が可能ではないか、との考えにより説得力も出てくると考えている。 なお、非居住者にとっての時間・労力の便宜については、免税手続きの窓口が一元化することによりわかりやすくなり、書類の記載についても専属のスタッフが指導することにより容易にフォローできるようになるとの考えから、メリットがあると考えたものである。	C		消費税は転嫁を予定している税であり、課税か免税かということは商品の値付けに影響を及ぼすものであることから、譲渡時点においてそれが確定していることが必要である。また、適切な免税制度を維持するためには、本特例制度の適用を受ける事業者に免税の趣旨を理解し、免税販売の対象物品であることや非居住者であることの確認等を適切に行っていただくことが必要である。したがって、譲渡時においてこれらが適切に行われていることが後日においても確認できるよう、譲渡時において適切に免税要件を確認しつつ、その確認した事項を書類に記載して保存しておいていただくことが重要である。 百貨店におけるご指摘については、同一事業者が同一の店舗内において行っているものである限りにおいては、各売り場と手続場所を一体の販売場と見ることに問題はない。一体の販売場と認められる範囲内においては、手続が完了した時点で譲渡が行われているものと認定することは可能と考えるが、物理的にも一体といえない複数の場所を一体の販売場とみることは困難である。一体の販売場とみることが困難な状況で販売場と手続場所が分離されている場合においてまで、一体の販売場と同様に譲渡時に手続がなされていると認めるとすることは、販売場と手続場所との間の関係に距離や時間等について合理的な基準を設けることができず、同一店舗内という制限がなければ際限なく認めざるを得ないこととなる。そのため、ご指摘の代替措置についても一律の基準を設けることは困難である。 また、個々の店舗と手続場所の分離を認めることは、譲渡時において免税要件の確認が適切に行えることが前提とは言えず、結果的には、譲渡時において前述した免税販売要件の確認を適切に行わずに販売する事業者にも輸出物品販売場の許可をも認めざるを得なくなり、免税販売制度の趣旨を逸脱するのみならず、免税で購入可能と思って代金を支払った非居住者との間で手続時点においてトラブルとなる事例も生じるなど制度の信頼性の観点から問題がある。 なお、手続の簡素化としているが、これまでの回答で述べたように、免税関係書類に記載すべき事項は必要最低限の内容となっており、免税で販売する際に確認すべき最低限の事項でもあり、特段煩雑な記載を求めるものではない。各店舗において譲渡時に免税要件の確認をしておきながら簡素な書類の記載のみ別の場所で行うとすると、再度免税要件の確認を必要とすることに加え、どの販売場において販売されたものかの確認や現品の確認までもが必要となるものであり、簡素化につながるものではないと考える。加えて、提案においては、100店舗分の手続を1箇所において行うとのことであり、これらの確認作業に要する時間のみでも相当程度に及ぶと考えられ、今後外国人旅行者が増加すると、増加するほどに一層混乱しかねないと懸念される。販売時に免税要件を確認できるのであれば、書類の記載にも特段の問題はないと考えられ、個々の店舗においてその場で書類の記載をしていただくことが外国人旅行者にとっても便宜と考える。	1293	12931010	商店街において、免税手続きブースを共有しようとする事業者の全てが<＞輸出物品販売場の許可等に関する通達8－2－1＞の条件を満たしている場合にあって、ブースの場所が各店舗と十分に連携の取れる場所であり、かつ、同ブースが免税手続き・事務管理及び各店舗への確実な引継ぎができる人員配置及び物的施設を有している場合には、免税手続きを専門に行う当該ブースを各販売場とは別に設け、一括的に処理できるようにする。 なお、この場合、納税義務者が「各店舗（販売場）であることに変わりなし。	心斎橋商店街において、外国人（特に中国等アジアの人）観光客を一層誘客し、外国人観光客が安心してショッピングが楽しめるよう「通訳機能付き免税商店街」を形成するといった内容をはじめとした「大阪おいでやすプロジェクト」を推進する。 本規制緩和により、販売事業者と専門スタッフの2重のチェック機能による納税手続きの適正化、免税手続きの専門スタッフへの集約化による手続き効率化・正確性アップの実現、及び外国人観光客による購入動向（売上げ動向）の捕捉可能化を図ることができる。	大阪府	大阪おいでやすプロジェクト
073016 0	国際海上コンテナの国内利用に係る規制緩和	コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第8条	貨物を詰めて輸入された免税コンテナーを、当該貨物の取出地から輸出貨物の詰込地まで通常の経路により運送される間において、国内運送に使用しようとする場合には、あらかじめ税関長に届け出なければならない。	D－1	-	「コンテナーに関する通関条約」は、国際運送におけるコンテナーの使用を発展させ及び容易にすることを目的とし、簡易な手続きによりコンテナーの一時免税輸入を認めているものである。 この一時免税輸入されたコンテナーを、仮に自由に国内運送に使用することを認めれば、税関の取締り上の支障が生じるとともに、課税の公平性を損なうこととなる。 このため、一時免税輸入されたコンテナーについては、輸出貨物の詰込地まで通常の経路により運送される場合に限り、国内運送の用に供することを認めている。 なお、その手続は届出のみであり、かつ電子的な手続も可能となっており、十分に簡素化されているものと考えている。	提案主体は手続の簡素化として事後届出を要望している。この点を踏まえ再度検討し、回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	環境に優しい効率的な物流システムを構築するためには、実験的なモデル事業の推進が必要である。今回のモデル事業を推進するうえで、多数の空コンテナの供給者と需要者とのマッチング作業を行政（茨城県）が主体となって行うこととしているが、事前届出制では係るモデル事業の遂行が困難であることから、事後報告で対応できるよう配慮願います。	C	－	国際海上輸送に利用されるコンテナを国内輸送で利用する場合に税関長への事前の届出を求めている趣旨は、国内輸送の運送経路等を事前に把握することにより、税関による密輸入防止のための水際取締りを確保するとともに、用途外使用時には適正に課税する必要があるためである。 仮に、これを事後届出にした場合には、コンテナを利用した密輸入を容易にし、用途外使用された場合には課税の公平性を損なうことにもなることから、事後届出を認めることは適当ではないと考える。 なお、空コンテナを国内運送に使用しようとする際には、コンテナの運送経路等の届出事項は既に判明していること、また、税関への届出は電子的に手続が可能であり十分簡素化されていることから、事前の届出が国内運送への使用の弊害になるとは想定できない。					1090	10901040	現状では、国際海上コンテナの空コンテナが国内輸送で有効活用されていないため、手続を簡素化するよう規制を緩和する。	国際海上コンテナの空コンテナを輸送する運送事業者と、荷主をマッチングさせるためのモデル施策を実施する。	茨城県、栃木県、群馬県	広域連携物流特区

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
073010 70	総合保税地域における総合的保税機能の活用の特例	関税法第29条、第37条、第42条、第56条、第62条の2、第62条の8	保税地域には、外国貨物を蔵置することができる指定保税地域及び保税蔵置場、外国貨物を加工又は製造することができる保税工場、外国貨物を展示することができる保税展示場、及び外国貨物の蔵置、加工、展示を総合的に行うことができる総合保税地域がある。 総合保税地域とは、蔵置、加工、展示の3つの保税機能を総合的に活用することにより貿易振興に資すると認められる場合に許可するものである。 従って、保税地域において一つの機能のみを利用する場合には、総合保税地域である必要はなく、蔵置機能のみの活用であれば、保税蔵置場の許可を受けることにより外国貨物の蔵置が可能であり、これにより物流の効率化・高度化の環境整備を図ることも可能である。	D－1	-	総合保税地域とは、蔵置、加工、展示の3つの保税機能を総合的に活用することにより貿易振興に資すると認められる場合に許可するものである。 従って、保税地域において一つの機能のみを利用する場合には、総合保税地域である必要はなく、蔵置機能のみの活用であれば、保税蔵置場の許可を受けることにより外国貨物の蔵置が可能であり、これにより物流の効率化・高度化の環境整備を図ることも可能である。	提案は、保税蔵置場としての許可は受けているものの、旺盛な貨物需要により貨物がコンテナターミナルから溢れ背後の物流施設に恒常的に横持ちされており、貨物の移動に際しては保税運送承認が必要となっている現状から、コンテナターミナル敷地施設を一体化し、既存の複数の保税地域を総合的に管理することにより、税関手続きの簡素化（保税運送承認の不要）等を求めているものであるが、一つの保税蔵置場としての許可を受けることにより、提案内容と同様の効果が得られると解してよいか、併せて右の提案主体の意見も踏まえ、回答されたい。	1．保税蔵置場でも可能とする点について 保税地域において蔵置機能のみの活用であれば、総合保税地域である必要はなく、保税蔵置場であればよいとあるが、提案の内容は、既存の複数の保税蔵置場とそれに隣接する指定保税地域を一つの保税地域とすることにより、物流の効率化・高度化を目的としたものである。複数の異なる事業者の存在や被許可者と複数の貨物管理者という2層の管理形態等は、総合保税地域のみで想定されているもので、保税蔵置場では想定されていないと考えられる。この点から、本当に保税蔵置場で可能なのか回答されたい。 2．複数の保税機能の総合的活用について の考え方について 総合保税地域とは、蔵置、加工、展示の保税機能を総合的に行われることが見込まれ、貿易の振興に資すると認められる場合に許可するものとあるが、提案理由で述べたとおり、既存の総合保税地域は、複数の機能の総合的活用といっても、保税蔵置機能の単独の利用が中心であり、展示や加工機能については、あまり活用されていないのが実態であると考えている。また、加工機能を利用している場合も、それは従来、保税工場であったものがそのまま単独で機能していると考えられ、3つの保税機能を総合的に活用しているとは言いがたい。 特に展示機能については、保税展示場は全国でも2件の例しかなく、博物館などの特殊な事例に限られている。加工機能については、WTO等自由貿易が促進される中で、関税率自体が低下、関税品目も絞られる傾向があり、保税工場の件数も昭和63年を100とした場合、平成16年は37.5と、著し（減少している。このような現状から、蔵置、加工、展示機能の総合的活用（通達62の8-3(2)に より、輸入の円滑化その他の貿易の振興に資するものとして税関長が認めた場合は3機能の内一つ欠けても可とされているが、それでも複数機能の活用となっている。）は現実的でなく、制度の活用が進まないと考えられるため、総合保税地域に「既存の複数の保税地域の総合的管理運営」という規点を付することを提案したものである。 以上の点を踏まえた上で、なお複数の保税機能の総合的活用を総合保税地域の許可の要件とする理由と目的を明確に回答されたい。 また、今後、総合保税地域制度が利用者にとって、より積極的に活用可能な制度としていくお考えがあるのかについても、併せて回答されたい。	C	－	既に回答したとおり、総合保税地域は、蔵置、加工、展示の3つの保税機能を総合的に活用することにより貿易振興に資すると認められる場合に許可するものであり、本制度は、輸入の円滑化等に資するため、輸入促進地域等における貿易関連施設の集中的な整備の受皿として導入されたものである。 1．提案主体からの意見に述べられているような、総合保税地域における被許可者と複数の貨物管理者という2層の管理形態等は、上記の制度の導入趣旨を踏え、業態の異なる事業者が事業を行う貿易関連施設が集積した一団の土地・建物に限って認めているものであり、保税蔵置場においては、単に貨物を蔵置するだけに利用されるものであることから、これを認めていない。 ご提案のような、保税運送手続を不要にするという目的のために、個々の物流業者が個別に所有・管理している既存の複数の保税蔵置場を一つの保税地域として許可することは、外国貨物の管理責任及び貨物の所在が不明確になり、水際取締りに支障をきたすことにもなることから、適当ではないと考えている。 なお、保税運送手続については、恒常的に保税運送が行われ取締り上支障がないと認められる場合には、包括的にこれを承認しており、かつ電子的な手続も可能となっていることから、十分簡素化されており、蔵置機能のみを活用する場合であっても、現行の保税蔵置場制度を活用することにより、物流の効率化・高度化の環境整備を図る上で特段の支障はないものと考えている。 2．既存の総合保税地域は、許可申請時においては、これら機能を利用するための施設の整備と利用見込みがあったことからこれを許可したものである。 したがって、提案主体におかれても、今後の加工・展示の利用見込みが想定されている場合は、具体的にそれを提示いただければ、管轄の税関において検討していきたいと考えている。	物流の効率化・高度化の環境整備を図ることは輸入の円滑化に資するものであり、貨物の蔵置機能のみであっても、その機能が集積した一団の土地については、貨物の管理責任等を明確にすれば、総合保税地域と同様に被許可者と複数の貨物管理者による管理形態を認めて、一つの保税蔵置場としてもよいのではないか、再度検討し回答されたい。併せて右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	1．提案は、ふ頭という独立したエリアを想定しており、一団の土地として認められる地域を対象としてその中に個々の物流事業者が個別に所有・管理している施設をひとつの保税地域とするという点で、例えば中部国際空港の総合保税地域と何ら変わらないため、一概に外国貨物の管理責任及び貨物の所在が不明確になり水際取締りに支障をきたすとは言えないと思われるが、その点について、財務省の見解をお答えいただきたい。 2．再検討要請に対する回答の中で、「既存の総合保税地域は、許可申請時においては、これら機能を利用するための施設の整備と利用見込みがあった」と述べられているが、許可申請時と現在では状況が異なっており、加工や展示の機能の利用需要が喪失しつつある。これまで、提案、再検討要請で述べているように、蔵置、加工、展示の3つの機能のうち、加工や展示の保税機能については、その需要が著しく低下しているのは、データ等によっても明らかである。 こうした状況において、総合保税地域を加工、展示を含めた保税機能の総合的活用を許可要件とする制度として今後も継続していかれるのか、それとも、制度の見直しのお考えがあるのか、財務省の見解を明確にお答えいただきたい。	C	－	国民の安全・健康等を確保する観点から、外国貨物の適正な管理を徹底する必要がある。そのため、実際に外国貨物の管理を行う者に対し保税地域の許可を与え、その者に貨物管理上の義務と責任を課すことを原則とする。 他方、総合保税地域については、既に回答したとおり、輸入円滑化その他の貿易の振興を図るため、輸入促進地域等における貿易関連施設の集中的な整備の開税法上の受皿として、蔵置、加工、展示の保税機能が総合的に活用される施設を対象として導入されたものである。そのような目的を有する貿易関連施設は、通常、業態の異なる複数の事業者が事業を行う規模の大きなものであることが想定されることから、蔵置、加工、展示等の事業を行う相当数の者の当該事業の用に供される施設の設置及び運営を行う者等を総合保税地域の被許可者の要件とした上で、被許可者と複数の貨物管理者に対して貨物管理上の義務と責任を課している。 従って、保税運送手続を不要にするという目的のためだけに、現在個々の物流業者が個別に所有・管理している既存の複数の保税蔵置場を、単に一つの保税地域として別の者に対して許可することは、外国貨物の管理責任及び貨物の所在が不明確になり、水際取締りに支障をきたすことにもなることから、適当ではないと考えている。 （提案主体からの再意見について、） 1．前回回答したとおり、保税運送手続を不要にするという目的のためだけに、現在個々の物流業者が個別に所有・管理している既存の複数の保税蔵置場を単に一つの保税地域として別の者に許可することは、外国貨物の管理責任及び貨物の所在が不明確になり、水際取締りに支障をきたすことにもなることから、適当ではないと考えている。 今回提案主体は、中部国際空港と港のふ頭という独立したエリアとを比較されているが、上記で説明した制度の趣旨の下での総合保税地域（中部国際空港）と、港のふ頭において個々の物流業者が個々に所有・管理している保税蔵置場は、それぞれ、関税法令に基づき、物流業者毎に個別に立地条件及び貨物管理体制等を審査した上で許可しているものであり、港のふ頭という独立したエリアという立地条件だけで水際取締りに支障がないと一般的に判断することは適当ではないと考える。 2．加工又は展示の利用需要については、総合保税地域の許可の申請時における見込みがその後の経済状況等により変化することは考えられるが、総合保税地域制度は、上記説明のとおり輸入円滑化その他の貿易の振興を図るため蔵置、加工、展示の機能を総合的に活用することを前提に導入したものである。 なお、保税制度については、今後とも経済状況の変化、ニーズ等を踏まえ必要な見直し、検討を行ってまいりたい。	1260	12601010	総合保税地域の許可は、蔵置、加工、展示の3つの保税機能の総合的な活用を条件（輸入の円滑化その他の貿易の振興に特に資するものとして税関長が認めた場合は2つでも可）としているが、現状では加工や展示の機能の需要が著しく低下していることから、総合的な保税機能の活用は困難になっている。 そこで、3機能の内1つの機能の活用だけであっても、ふ頭という独立性のあるエリアで既存の複数の保税地域が、一団の土地として一つの被許可者により総合的に管理運営される場合に限り、総合保税地域制度が活用できるよう規制緩和をする。	対象としている飛島ふ頭には複数のコンテナターミナルと物流施設が集積しているが、旺盛な貨物需要により貨物がコンテナターミナルから溢れ背後の物流施設に恒常的に横持ちされており、貨物移動に際しては保税運送承認が必要である。（包括の承認を受けていてもその都度NACCSによる処理が必要である）。 そこで、飛島ふ頭内のコンテナターミナル及び背後物流施設をコンテナを扱う関連施設として一団の土地とし、一つの被許可者（名古屋港管理組合で調整）により管理運営される総合保税地域とし、税関手続きの簡素化、リードタイムの短縮や手狭なスペースの有効活用により物流の効率化を図る。 また、総合保税地域の導入で物流の効率化・高度化の環境整備を図ることにより、企業の新たな事業展開が期待でき、積極的な企業誘致活動に利用していく。 さらに、将来的には総合保税地域の保税加工機能の活用等により、臨海部において貨物の高付加価値化を実現する場を形成する。	名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区計画
073010 80	国境の離島における「開港」要件の緩和等（「国境離島型開港」）	関税法第2条 関税法施行令第1条	開税法上の開港は、国民の安全・健康等を確保する観点から、監視取締り、通関等の税関業務を開港に集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである。	C	－	開税法上の開港は、国民の安全・健康等を確保する観点から、監視取締り、通関等の税関業務を開港に集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである。 開港に指定するか否かは、外国貨易船の入港実績、輸出入実績等の行政需要のほか、税関の定員事情や監視取締り上の支障の有無を総合的に考慮して判断しているところである。 祖納港においては、近年、外国貨易船の入港は僅か（平成16年了集）であり、まとまった行政需要があるとは判断できず、また、与那国島は国境に隣接していることから密輸リスクは他の地域に比べて高いと考えられることから、現時点では、外国貨易船が自由に入港可能な開港に指定することは困難である。	提案は、国境離島型開港により、地域の活性化を図ろうとするものであり、この点を踏まえて検討し回答されたい。併せて、右の提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	わが国最西端にあって国境の国土と海域を守り、かつ、国境地域間の親善と平和交流に寄与してきた有人離島・与那国の役割は国益の視点から見ても重要なものと考えます。人口1,700余人の島民が"国境の島守"として今後もその責務を果たしていくには、この島に住み、暮らしていくための希望が必要であり、このような基本認識から、今なお人口減少が続く島の再生・活性化と地域の自立を目標に、当該規制の特例事項を宜民共同で提案した次第であります。祖納港においては、与那国の悲願である「開港」を目指し、昭和50年の着工から30年にわたって整備を行い、本年度、2,000トン級（―5.5m）／1バースが完成予定であります。また、昭和59年から20年間、「不開港」下で実施した在庫市からの建設資材の直接輸入実績は、外航船41隻／年、貨物量84,000トン／年が最高であります。しかしながら、現状の諸条件では、開港指定要件である外国貨易船の入港実績、輸出入実績等の量的基準を与那国町において充足することは困難であることから、地域の特性や独自の資源を活かした自立を促進する「構造改革特区」の政策的趣旨に鑑み、与那国の実情に適合した、実現可能性のある「開港」目標の設定を旨とする本特例措置を要望するものであります。一方、C.I.Q.等、外国船等の入港にあたって必要な官公署業務については、従来同様、当面は出張方式等により適宜対応することとし、また、外国貨易船などの不開港への出入に関する税関長の許可等を定める「関税法第20条」等の現行制度をふ	C	－	既に回答したとおり、関税法上の開港は、国民の安全・健康等を確保する観点から、監視取締り、通関等の税関業務を開港に集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである。 すなわち、開港に税関職員を集中し、船長に対する入港届出及び臨船による船内検査等を可能とするための取締体制を整備し、外国貨易船の入港をこのような取締体制が整備された開港に集中させることを原則とすることにより、限られた人員の下で、外国貨易船の取締りの実効性の確保を図っているものである。 祖納港の開港により地域の活性化を図りたいとのご提案ではあるが、祖納港においては、現時点では、まとまった行政需要があるとは判断できず、現下の厳しい行財政事情の下、開港することはできないことをご理解願いたい。	提案主体は、開港により具現化可能な現実的・具体的な需要もあるとしていることから、右提案主体の意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	国境の離島における開港要件の緩和等を求める「国境交流特区」構想の趣旨、本提案に至った地域の実情ならびに必要性、国境地域固有の問題や国益の視点からの課題・重要性等については、6月30日提出の特区提案書および添付諸資料、7月28日に提出した意見書において意を尽くして説明の上、当該特例措置の検討・実施を強く要望申し上げた次第であります。先の回答（再検討要請に対する回答）では、「開税法上の開港は、国民の安全・健康等を確保する観点から、監視取締り、通関等の税関業務を開港に集中させることによって、効率的・効果的な税関行政の執行を確保するためのものである」；「すなわち、開港に税関職員を集中し、船長に対する入港届出及び臨船による船内検査等を可能とするための取締体制を整備し、外国貨易船の入港をこのような取締体制が整備された開港に集中させることを原則とすることにより、限られた人員の下で、外国貨易船の取締りの実効性の確保を図っているものである」と見解が示され、その趣旨・原則は理解しました。しかし、小規模港の開港となる本「国境離島型開港」は、国境離島における生活基盤の確保、産業・観光等の振興、国境を挟んだ地域経済圏が円滑に機能するための要望であり、税関行政・業務等の効率性だけでなく、国境地域の持続・自立を支援する観点から御検討をいただきたいこと、同時に、領海保全、国境地域の安全、隣国との平和など国益と民生安定の視点を合わせた「国境地域政策」の必要性から政策的・総合的検討をいただきたいことを、重ねてお願い申し上げる次第です。	C	－	1．開港制度の趣旨及び祖納港の現状からみて現時点では開港は困難であることについては、既に重ねて回答したとおりである。 2．今回の提案主体からの再意見においては、現実的・具体的な需要としていわゆる「クリアランス船舶」の入港を挙げられているが、そもそも、関税法上の開港は、本邦と外国との間の外国貨易のために開かれた港として、外国貨易船の入港実績、貨物の輸出入実績等の行政需要などを総合的に勘案して指定するものであり、貨物の積卸しがない（輸出入の実績が見込めないいわゆる「クリアランス船舶」の入港という需要のみをもって祖納港を開港することは困難である。 3．なお、ご承知のとおり、祖納港への外国貨易船の入港については、不開港であるために全く認められないということはなく、入港に際して個別に税関長の不開港出入許可を受けることにより可能となっている。今後とも、こうした行政需要に対しては、適切に対応してまいりたい。	1315	13151010	国境交流特区としての開港 「国境離島型開港（仮称）」実現のため、「開港条件」となっている雑要件緩和等の特例又は地域の実情をふまえた基準適用など、国境の離島における国際交流の基礎的条件整備に資する支援措置を求める。 ■主要課題： ・近接する姉妹都市花蓮市との地域間交流を通じた離島苦の解消，地域活性化等を目的とする「国境離島型開港」としての小規模港の開港（対象施設：祖納港） ・与那国の実情に適合した実現可能性のある「開港」目標の設定 現行の開港条件は、港湾施設の整備規模ともに貿易に関わる量的基準（貨物取扱量など）が充足要件とされているが、「国境離島型開港（仮称）」は国境離島の産業や観光の振興，生活基盤の確保図るための基礎条件の整備であり、地域の実情に見合った要件緩和など適切な特例措置が必要である。 ■要件緩和の検討案： ①外航船の入船数50隻以上を20隻以上とする，②貨物量15万トン以上を6万トン以上とする、	当該港湾施設の祖納港（普通港湾・県管理）では、目下2,000トン級バース（水深5.5M）の整備および防波堤工事が進行中で、平成17年度中に完成予定である。これとともに「国境離島型開港」に向けた各種の取組みを進める。 特に来年2006年には、花蓮市との姉妹都市締結が25年を迎えることから、相互親善訪問や船舶による直接航行・往来等を前提に記念事業および関係事業を実行する予定である。 貨物船ならびに旅客船の往来にあたっては、当面、不開港への寄港等に関する日本船舶の特権を定めた「船舶法第3条」、外国貨易船等の不開港への出入りに関する税関長の許可等を定めている「関税法第20条」等の現行法制度をふまえながら、花蓮港との直接交流を中心に「国境離島型開港」への取組みが進められていくものである。しかし、現行の開港条件の規定を前提とする以上、島民の悲願である「与那国開港」の実現は困難であり、"このままでは半永久的に実現できない"との見解がうかがえる。また、「姉妹都市友好親善交流訪問団」（団長：与那国町長）による花蓮市訪問（平成14年）においても、同市長から「開港」ならびに「直航便航行」の早期実現を要請され、実現化への取組みを確認した経緯がある。 このような状況と課題をふまえ、島の再生と自立的発展に新たな活路を拓く「国境交流」の基礎条件の整備として「開港」に向けた各種の取組みを進めるものであるが、「開港条件」のハードルを下げることにより、与那国の実情に適合した実現可能性のある目標設定が可能となり、かかる目標実現に向けた島一丸の取組みを進めることができる。	沖縄県与那国町、合資会社福山海運	与那国「国境交流特区」構想

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
								まえながら、「与那国開港」に向けた取組みを推進する所存であります。小規模港の開港となる「国境離島型開港」は、国境離島の生活基盤の確保、産業・観光等の振興、国境を越えた地域経済圏が円滑に機能するための要望であり、税関業務等事務処理の効率性のみでなく、地域経済の自立を支援する観点から積極的に対応いただくことを切にお願い申し上げたい。他方、「与那国島は国境に隣接していることから密輸リスクは他の地域に比べて高いと考えられることから、現時点では、外国貿易船が自由に入港可能な開港に指定することは困難である」とありますが、これが政府の方針・対応策であるとすれば到底承服し難いものであります。国境に隣接していることを理由に「密輸リスク」が高いとみなされる限り「開港」は不可能なのでしょうか。あるいは「開港」の指定により「密輸リスク」が顕在化するのでしょうか。また、一般的に「開港」は密輸・密入国等の						また、本要望は祖納港の即時開港を求めているのではなく、与那国島の実情に適合した、実現可能性のある開港目標の設定を旨に、特例措置として「国境離島における開港要件の緩和」を求めるものであります。既に申し述べたとおり、与那国においても、「不開港」下での建設資材等の直接輸入や外航船入港等の実績があり、また、沖縄地区税関石垣税関支署与那国監視署長の常駐をいただいております。こうした実績や所与の条件を基盤に、今後も姉妹都市花蓮市との直接交流を柱とする「与那国開港」に向けた取組みを推進する所存であり、その際、与那国に常駐機関がない等の理由で対応できない官公署業務等については出張方式等により適宜対応すること、不開港への外国貿易船等の出入に関する「関税法第20条」等の現行制度をふまえること等を念頭に置いております。（ちなみに、与那国島が位置する沖縄県先島諸島では、宮古島の平良港が石垣港とともに港湾法上の重要港湾であり、かつ、関税法上の「開港」の指定を受けています。同港では、＜沖縄地区税関石垣税関支署平良出張所：常駐＞＜福岡入国管理局那覇支局平良港出張所：常駐＞＜那覇植物防疫事務所平良出張所：常駐＞＜厚生労働省所管検疫所：常駐なし＞＜第11管区海上保安本部平良海上保安署：常駐＞等の開港体制がとられており、うち、入国管理については、大型旅客船入港時には那覇からの応援出張で対処、また、検疫については、那覇検疫所石垣出張所からの出張方式で対処しているとのことであります）。 既述の諸条件・状況等をふまえ、国境離島与那国における開港要件の緩和等につき、積極的な御検討を賜りますよう心よりお願い申し上げます。また、「祖納港においては、現時点では、まとまった行政需要があるとは判断できず、現下の厳しい行財政事情の下、開港することはできないことをご理解願いたい」との御回答を頂戴しましたが、行政需要というのは外国貿易船の入港実績、輸出入実績を指しているのでしょうか。過去、台湾との交易・直接交流等を通じて活気と活力に溢れる時代を経験した与那国島民には、「開港されていないから充分な交易・交流ができない」、「外国の船が入港しようとしてもできない」との思いは極めて強いものがあります。現行制度が定める量的基準の充足はともあれ、開港によって需要は喚起され、新たな実績を生み出し得るものと考えます。特に、今般、中台貿易の経由地として石垣港沖合に集中しているクリアランス船舶の入港は、開港によって具現化可能な現実的・具体的な需要であります。それと同時に、密輸・密入国等の防止を含む国境最前線の監視取締り等の強化という意味では、与那国島における開港は、国民の安全・健康等の確保に適うものであってこれに反するものではないと考えます。需要の見通し・判断等の根拠、また、国の安全保障等の側面からの御見解もお示しいただければ幸いであります。									
0730190	過疎地域の子育て支援事業に対する国有財産の譲与に関する規制緩和	国有財産法第28条 国有財産特別措置法第5条	地方公共団体等が普通財産を公共性のある一定の用途に供する場合には、無償譲与ができる。	C	I	構造改革特別区域基本方針（H16.4.23閣議決定）において、「従来型の財政措置による支援措置を講じることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される」とされており、本提案は、従来型の財政措置に該当するため、検討要請の対象とはなり得ない。	提案主体が設置しようとしている施設の用途として、地方公共団体に対し、国有財産を無償譲与することができないか、再度検討し回答されたい。		E	-	規制の特例事項の内容中「遊休施設となった国有財産（普通財産）」との記述があるが、法務省の回答によると、本提案にいう国有財産は、法務総合庁舎として現に国の事務事業の用に供している行政財産であるので、そもそも譲渡対象とはなり得ないものであり、事実誤認である。 なお、「国の財産は、法律に基づく場合を除く外、適正な対価なくしてこれを譲渡してはならない」と財政法に規定されており、国有財産である普通財産を譲渡する場合は、代金（時価）を徴することを基本としている。 本提案は、現行法では無償譲渡の対象となっておらず有償譲渡（売却）の対象となる施設を、新たに無償譲渡の対象に加えることを内容としており、これは、国有財産の売却代金の免除という単なる財政措置の優遇を求めるものであるため、検討要請の対象とはなり得ない。							1156	11561010	過疎地域において、国の業務統廃合に伴い遊休施設となった国有財産（普通財産）の処分を、少子化社会対策基本法（平成15年7月30日法律第133号）次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく少子化対策・子育て支援に資する事業使途に限って、地方自治体へ無償譲与する。	子育て相談や支援、一時預かり、母子保健などの機能・体制を備えた施設に読書や文化芸術など余暇活動のための機能を併合し、子供から老人まで全ての世代が自由に交流できるサロン施設を自治体が設置する。この施設を子育て家庭や住民主体のＮＰＯ組織が管理運営し、子育てプログラムの実践や様々な交流活動を広げる中で、現代社会に求められている行政や地域社会が一体となった子育て支援体制を充実する。 本事業により少子化社会対策基本法に謳う・保育サービス等の充実（11条）・地域社会における子育て支援体制の整備（12条）・母子保健医療体制の充実等（13条）・ゆとりのある教育の推進等（14条）。次世代育成支援対策推進法がめざす、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、ならびに職業生活と家庭生活との両立の推進（第八条）を実現する。	高千穂町	高千穂町子育て支援特区

07 財務省（特区）

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名	プロジェクトの名称
073020 0	さいたま新都心合同庁舎使用要件の緩和	国有財産法第18条第3項、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達別紙別紙1	行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、使用許可が可能となっている。	D－1	－	行政財産の使用許可については、国有財産法第１８条第３項に基づき、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、使用許可が可能である。 なお、具体的な提案については、提案に係る行政財産を管理する各省各庁の長において、法令に基づき、適切に判断すべき事項である。											1165	11651010	さいたま新都心になる国合同庁舎等の映像撮影等にかかる使用要件について、一定の要件を満たしている場合には、使用の許可を弾力的に認める。	埼玉県では、映像関連産業の集積・郷土意識の醸成・観光振興を進めるため、相談窓口（以下「彩の国ロケーションサービス」という。）を開設し、映画・テレビ等の制作の支援を行っている。彩の国ロケーションサービスでは撮影場所の相談等を受け付け、積極的にロケ隊の誘致を進めている。県内での映像制作者側の関心の高い場所として、国・県・さいたま市・民間事業者などの様々な都市型施設が集積し、新時代の様々な価値を育む創造的な都市空間といえる、さいたま新都心があげられる。しかしながら、国施設である合同庁舎１号館、２号館及び月のひろばについては、土・日曜祝祭日においてもなお、その使用が厳格に制限されている状況である。そこで、撮影希望の多い、このさいたま新都心での撮影を実現するため、埼玉県が窓口になり支援している映画・テレビ等の撮影については、国施設等（執務室を除く）の使用許可に当たって、弾力的な対応をしていただきたい。	埼玉県	さいたま新都心にぎわい創出化構想
073020 10	共同住宅敷地内における多機能ベンダーにおけるタバコの販売	たばこ事業法第22条、23条 たばこ事業法施行規則第20条 たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項1.2製造たばこ小売販売業許可等取扱要領第２章第一	製造たばこの小売販売業を行う場合には、法令により、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならず（法第22条）、距離基準については、法令により、予定営業所と最寄の営業所との距離が、予定営業所の所在地の区分ごとに、25mから300mまでの範囲内で財務大臣が定める距離に達しない場合は許可しないこととしている（法第23条、法施行規則第20条等）。ただし、たばこ自動販売機による販売については、たばこ事業法施行規則第20条第3号に規定する「自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所である場合」等については許可をしないこととしている。	C	-	たばこの小売販売については、営業所ごとにたばこ事業法第22条の規定に基づく申請があった場合、同法第23条に規定する許可基準を満たす場合において、許可の対象としている。 ただし、たばこ自動販売機による販売については、たばこ事業法施行規則第20条第3号に規定する「自動販売機の設置場所が、店舗に併設されていない場所等製造たばこの販売について未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督が期し難いと認められる場所である場合」等については許可をしないこととしている。	未成年者喫煙防止の観点から十分な管理、監督ができれば、店舗に併設されていない場所に自動販売機を設置できると解してよいか。		D－1	-	未成年者喫煙防止の観点からのたばこ自動販売機の管理・監督については、全国一律に普遍的に適用すべき事項であり、一定エリアに限って解除する特区の申請にはなじまないものと考える。 なお、たばこの小売販売については、営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないことから、多数の販売所の許可を一括して取得することはできないものの、たばこ事業法第23条に規定する許可基準を満たす場合においては、許可の対象としているところである。 ただし、たばこ自動販売機による販売については、未成年者喫煙防止の観点から、十分な管理監督ができると認められる場所でなければならず、そのような場所として、特定小売販売業（劇場、旅館、飲食店、大規模な小売店舗その他の閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性が強い場所で行われるもの）では、自動販売機の設置場所が施設の従業員又は管理者等未成年者喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる場所、一般小売販売業では、自動販売機が店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合で、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる場所を規定している。よって、未成年者喫煙防止の観点から十分な管理監督ができると認められる場所であれば、他の基準（距離基準）等の要件も満たされていることが必要であるが、個々の申請案件を適切に審査することにより、自動販売機による販売の許可を行っているところである。	タバコ販売に対し、問題視されていることは「未成年者喫煙防止」のてんであります。 ベンダーを構成する自販機の機能に、IT技術を駆使して年齢識別装置を搭載し、未成年者が利用できない自販機が登場しております。 一般のタバコ屋さんで販売を許可されている条件に順ずるものとして、共同住宅の敷地内においては管理人室がその役割を果たします。	右の提案主体の意見について回答されたい。	D－1	-	たばこ自動販売機による販売については、未成年者喫煙防止の観点から、十分な管理監督ができると認められる場所でなければならず、そのような場所として、特定小売販売業（劇場、旅館、飲食店、大規模な小売店舗その他の閉鎖性があり、かつ、消費者の滞留性が強い場所で行われるもの）では、自動販売機の設置場所が施設の従業員又は管理者等未成年者喫煙防止の観点から当該自動販売機の管理について責任を負う者のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる場所、一般小売販売業では、自動販売機が店舗内に設置されている場合又は店舗外に店舗と接して設置されている場合で、店舗内の従業員のいる場所から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できる場所であることが必要と考えている。一方、たばこ業界においても、（社）日本たばこ協会等が平成20年を目途に全国のすべてのたばこ自動販売機を成人識別機能付自動販売機に置き換える予定であり、現在これに向けてのシステムの検証や種子島における導入検証が行われているものと承知しているが、その導入の有無によって小売販売業の許可の運用に差を設けることについては、平成20年の導入以降、その具体的効果について十分な検証を行う必要があると考えています。なお、財政制度等審議会の「喫煙と健康の問題等に関する中間報告」（平成14年10月10日）においては、許可制について、「未成年者喫煙防止等の社会的要請や不正取引防止の観点からも一定の役割を果たしており、枠組条約案においても同様の考え方が示されていることから、現時点で規制緩和の観点から議論を進める状況には至っていないと考える。」とされているところであり、その後の条約発効等の状況も踏まえ、この考え方は、現在においても、引き続き妥当なものと考えています。	1297	12971020	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、多機能自動販売機でのタバコの新規販売を許可する	共同住宅管理組合が保有しその管理運用に窮している修繕積立金を預託によって管理運用する有限責任事業組合（ＬＬＰ）を設立し、自販機関連事業体の発行する「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって安全かつ確実に運用する。このために、当該有限責任事業組合（ＬＬＰ）が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」において、共同住宅敷地内における多機能自販機（ベンダー）でアルコール飲料類、タバコ、生活必需品（洗剤、加工食品、塩・砂糖、米等）及び医薬品の販売ができるよう規制改革を行う。これにより、当該有限責任事業組合（ＬＬＰ）が行う「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」に係る事業債をもって、共同住宅管理組合が保有する修繕積立金を受取予定金利５％で運用するとともに、当該事業債に対する課税によって自治体等の財政に寄与し、修繕積立金資金（全国規模推定60兆円）の流動化を図り、わが国経済の活性化に寄与する。詳細添付資料参照。	個人	共同住宅修繕積立金を管理運用する有限責任事業組合による「共同住宅敷地内における多機能ベンダー事業」構想